

むつ市議会第228回定例会会議録 第2号

議事日程 第2号

平成28年6月17日（金曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

【議案一括上程、提案理由説明】

第1 議案第41号 財産の取得について

（むつ市消防団むつ消防団第8分団配備の消防ポンプ自動車を老朽化に伴い更新するためのもの）

第2 議案第42号 財産の取得について

（むつ市役所川内庁舎配備の除雪トラックを老朽化に伴い更新するためのもの）

【一般質問】

第3 一般質問（市政一般に対する質問）

（1）1番 原 田 敏 匡 議員

（2）4番 工 藤 祥 子 議員

（3）12番 岡 崎 健 吾 議員

（4）10番 東 健 而 議員

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（25人）

1番	原 田 敏 匡	2番	山 本 留 義
3番	佐々木 隆 徳	4番	工 藤 祥 子
5番	横 垣 成 年	6番	目 時 睦 男
7番	川 下 八 十 美	8番	石 田 勝 弘
9番	菊 池 広 志	10番	東 健 而
11番	菊 池 光 弘	12番	岡 崎 健 吾
13番	鎌 田 ち よ 子	14番	佐 賀 英 生
15番	大 瀧 次 男	16番	半 田 義 秋
18番	斉 藤 孝 昭	19番	富 岡 幸 夫
20番	村 中 徹 也	21番	白 井 二 郎
22番	中 村 正 志	23番	野 呂 泰 喜
24番	濱 田 栄 子	25番	佐々木 肇
26番	浅 利 竹 二 郎		

欠席議員（1人）

17番	富 岡 修
-----	-------

説明のため出席した者

市 長	宮 下 宗 一 郎	副 市 長	新 谷 加 水
教 育 長	遠 島 進	公 管 企 業 者 営 理 者	花 山 俊 春
代 表 員	阿 部 昇	選 挙 管 理 委 員 会 長	畑 中 政 勝
農 業 委 員 会 長	立 花 順 一	総 務 政 策 部	川 西 伸 二
財 務 部 長	氏 家 剛	財 務 部 務 整 進 推 進 課	赤 坂 吉 千 代
民 生 部 長	光 野 義 厚	保 健 福 祉 部	畑 中 秀 樹
保 福 健 づ 推 進 課 長	井 田 敦 子	経 済 部 長	高 橋 聖
建 設 部 長	吉 田 正	川 所 川 内 庁 舎 長 課 長	二 本 柳 茂

保福健康課
 社推
 健部進長
 經觀課
 光振
 部興長
 川市生活
 括主
 舍民課幹
 保福健康
 推進
 健部康課幹
 總政總主
 任主
 務部課查
 總政總主
 策務
 務部課事

工藤和彦
 金浜達也
 米田良広
 木村公子
 栗橋恒平
 中村善光

部興長
 舎活長
 育会局長
 育会局課幹
 健部護課查
 務部課事
 經水課
 濟振
 庁生
 内民
 員務課
 員務
 社社主
 社社主
 策務
 策務

立花一雄
 佐藤俊郎
 高杉俊則
 柏谷圭則
 菊池円
 佐藤貴昭

事務局職員出席者

事務局長
 主幹
 主任主査

柳田諭
 小林睦子
 葛西信弘

次長
 主任主査
 主任主査

東村山
 口本
 雄一
 二也翼

◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（浅利竹二郎） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は23人で定足数に達しております。

◎諸般の報告

○議長（浅利竹二郎） 議事に入る前に、諸般の報告を行います。

6月9日市長から、今定例会に議案2件を追加提案したい旨の申し入れがありました。先ほど開催した議会運営委員会で、本日この後上程することが決定されておりますので、ご報告申し上げます。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（浅利竹二郎） 本日の会議は議事日程第2号により議事を進めます。

◎日程第1～日程第2 議案一括上程、提案理由説明

○議長（浅利竹二郎） 日程第1 議案第41号 財産の取得について及び日程第2 議案第42号 財産の取得についての2件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） おはようございます。ただいま追加上程されました議案第41号及び議案第42号の財産の取得について、提案理由及び内容の概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したい

と存じます。

これら2議案は、むつ市消防団むつ消防団第8分団に配備しております消防ポンプ自動車及びむつ市役所川内庁舎に配備しております除雪トラックについて、老朽化が著しいことから車両を更新するためのものであります。

以上をもちまして、追加上程されました2議案について、その大要を申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いましてご質問により詳細ご説明申し上げます。

何とぞ慎重ご審議の上、原案どおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（浅利竹二郎） これで、提案理由の説明を終わります。

ただいま上程されました議案第41号及び議案第42号については、6月23日に質疑及び委員会付託を行いますので、ご了承願います。

◎日程第3 一般質問

○議長（浅利竹二郎） 次は、日程第3 一般質問を行います。

質問の順序は、抽せんにより原田敏匡議員、工藤祥子議員、岡崎健吾議員、東健而議員、濱田栄子議員、佐賀英生議員、菊池光弘議員、鎌田ちよ子議員、横垣成年議員、野呂泰喜議員、斉藤孝昭議員、石田勝弘議員の順となっております。

本日は、原田敏匡議員、工藤祥子議員、岡崎健吾議員、東健而議員の一般質問を行います。

◎原田敏匡議員

○議長（浅利竹二郎） まず、原田敏匡議員の登壇を求めます。1番原田敏匡議員。

（1番 原田敏匡議員登壇）

○1番（原田敏匡） おはようございます。1番原

田敏匡でございます。むつ市議会第228回定例会において、一般質問のトップバッターを務めさせていただきます。

本日は、新採用の皆様が傍聴席にいらしてありますが、私も皆様と同じ行政に携わって1年目の新人でございます。皆様と同じように一步一步歩みを進め、市政発展に向け邁進してまいりますので、今後ともよろしくお願ひいたします。

初めに、4月14日に発生した熊本地震で被災された皆様にお見舞いを申し上げるとともに、犠牲となられた方々に心からお悔やみを申し上げます。早期の復旧を心から祈るばかりでございます。

また、昨日の北海道内浦湾を震源とした地震では、甚大な被害はなかったものの、気象庁の発表では、まだまだ同程度の余震の可能性が高いとのこと注意が必要となります。

さて、6月5日、早稲田大学マニフェスト研究所から、2015年度の議会改革度調査ランキングが発表されました。この調査の目的は、全国の議会改革がどのような状況、傾向にあるかを確認する指標として、議会自身が改革度を数値で把握することで自己評価や改善をし、よい政治を行う善政競争を促すことであります。

調査の観点として、議会が果たすべき役割として情報共有、住民参加、議会機能強化を3つの柱とし、それぞれの改革度を数値化し、ランキングを算出しております。

そこで、我がむつ市議会の成績はというと、調査に回答した全国1,460議会中365位、県内では八戸市議会、青森県議会に次ぐ3位という結果となりました。市長を初め理事者の皆様から、えっ、本当にと心の声が聞こえた感がありますが、真実でございます。個人的には、少し順位が高い気もしますが、あくまで各議会の現状を見る際の指標とし、順位に一喜一憂することなく、通年議会、タブレット端末の議会導入などの検討、そし

て4月に実施した第3回むつ市議会議会報告会及び市民との意見交換会への参加人数の少なさを真摯に受けとめ、同僚議員とともに改めて議会改革に邁進する決意をいたしました。

それでは、むつ市議会第228回定例会に当たり、通告に従い一般質問を行います。前回のむつ市議会第227回定例会では、市民の声が一つのキーワードとなりました。市民の声に真摯に耳を傾け、市民にわかりやすく丁寧に説明し、市民の思いを行政に反映すべく行動する姿勢が議員に求められることであり、最も重要だと考えています。

今回は、市民の皆様からいただいた声を反映した3項目5点について質問いたします。市長並びに理事者各位におかれましては、明快かつ前向きな答弁をよろしくお願ひ申し上げます。

まず、1項目めの財政について質問いたします。質問の前に、前回の定例会で質問した財政についてのクラウドファンディング、「FAAVOしもきた」に関して、4月13日、県内初となるスタートを切り、プロジェクト第1弾が、残り3日の期日を前に目標金額の170万円を達成し、見事プロジェクトが成功いたしました。申請者本人の努力はもちろんのこと、プロジェクトに賛同し支援した方々のたまものではありますが、この裏には行政マンの枠を超えた市民連携課の皆様が支援があり、その活動に敬意を表します。今後も、第2弾、第3弾のプロジェクトの成功を祈ります。

それでは、1点目、財務部財政課資金企画室の平成27年度の実績と平成28年度の見通しについて質問いたします。

私は、議員に立候補する以前から、市役所内部に補助金等を外部から資金を調達する財源対策の専門的部署があればという思いを抱いていました。当選後、過去の定例会の会議録を閲覧していたところ、むつ市議会第223回定例会での東議員の一般質問への市長答弁の中で、「財務部内に多

方面からの財源情報を集約し、財源構成を組み替え、さらには大型事業の資金繰りについて調整を行うための資金企画室を新設する」を目にし、大きな期待を寄せたところであります。

そこで、資金企画室が新設され1年が過ぎ、改めてその役割とこれまでの取り組みについて、平成27年度の補助金等の財源対策の成果と実績、今後の取り組みということで、平成28年度の資金企画業務の見通しもあわせて市長にお伺いいたします。

続きまして、2項目めの下北ジオパーク構想について質問いたします。4月に実施した第3回むつ市議会議会報告会及び市民との意見交換会の中でも、ジオパークに関して多くの質問があり、今回の一般質問に取り上げた次第です。

1点目の質問は、現地調査までの今後の展開についてであります。5月21日に開催された第27回日本ジオパーク委員会での公開プレゼンテーションでは、認定に向け大きな手応えがあったと聞き及んでいます。そして、次は8月の現地調査となります。これには、市民の盛り上がりが必要不可欠なものであると考えております。そこで、公開プレゼンテーションの様子と手応え、8月の現地調査までに各種団体や市民に期待すること、また市としてどのような取り組みを予定しているかを市長にお伺いいたします。

2点目は、認定された場合の経済効果と整備、保全にかかわる予算についてであります。ジオパークは、地域独自の資源や地域のよさを学ぶことの大切さを理解してもらい、次代を担う子供たちが自分たちの郷土に誇りを持ち地域を盛り上げていく担い手として活躍しようとする心を育む取り組みとして、教育的観点からも重要視されているのは皆様ご承知のとおりです。

一方で、市民の皆様が大いに関心を寄せるのが認定された場合の経済効果であります。世界ジオ

パーク加盟団体、日本ジオパーク加盟団体、これから加盟しようとしている準備団体によるアンケート結果からも、「ジオパーク活動を始めた当初の参加目的」という設問では、第1位、第2位に「観光拠点づくり」、「交流人口の拡大」を挙げている場合が大勢を占めます。実際にジオパーク推進室による出前講座でも、認定を起爆剤に観光地への集客に弾みがつき、経済効果につながるであろう説明もなされています。現状でも認定に向けた活動をテレビ、新聞等で多く報道され、むつ下北のPRに大いにつながっているとともに、むつ市内、そして下北においてジオパークに関連した商品等も展開され、じわじわではありますが、その効果が得られていものと感じます。

しかし、期待するのは、やはり認定後の経済効果であります。まだまだその点について半信半疑といえますか、不安視する声もあり、活動に前向きではありますが、前のめりになれていない傾向もありますので、市民から支持される大きな要因となる交流人口の拡大による経済効果と地域振興の見通しについて市長の見解をお伺いします。

あわせて、認定後、もう一つ大きな関心を寄せられているのが整備、保全にかかわる予算であります。財政は厳しく、市民生活にも厳しさを強いている当市の現状においての投資となりますので、今後どのような整備、保全計画がなされるのか、初期費用とランニングコスト、財源対策も含めて市長の見解をお伺いします。

続いて、3項目めは、むつ市の自主事業について質問いたします。私自身3回目の一般質問となりますが、それを聞いていただいた市民の方より、もっともっと自分たちにとって身近な基本的なことを質問してほしいとの要望をいただき、より住民サービスに密着したむつ市の事業についてお伺いします。特に今回は、国・県の施策に対する事業ではなく、むつ市の自主事業を高年齢者事業分に

ついて、同様に子育て事業分について市長よりお伺いいたします。特に今年度の目玉となる施策がありましたら、より詳しくご紹介願います。

以上、3項目5点につきお伺いいたします。

これで、壇上よりの質問を終わります。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 原田議員のご質問にお答えいたします。

まず、財政についてのご質問、資金企画室の平成27年度の実績と平成28年度の見通しについてのお尋ねでございますが、私からは資金企画室創設の経緯及び業務内容についてご説明申し上げ、実績と見通しにつきましては、担当部長から答弁いたします。

資金企画室創設の経緯につきましては、就任以来私は、むつ市の山積する諸課題の中でも全国的にも低位にある将来負担比率を初めとする財政指標の改善が最も重要であり、このためには歳入歳出両面にわたる改革が必要であると考えました。とりわけこの改革を実行するに当たりましては、市民の皆様に極力ご負担をおかけしないよう、現状の行政サービスの水準を維持することが求められますことから、歳入面での一層の補助金、交付金の獲得が必要と考え、財務部財務課に資金企画室を創設し、各種事業の財源を確保するための情報収集や、その活用方法を検討する体制づくりを行ったものであります。

資金企画室の主な業務といたしましては、電源立地地域対策交付金及び防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律に基づく交付金等の交付申請業務や、補助金等の情報を市の各部局のほか国や県、財団など、多様なルートから収集、整理し、財源の掘り起こしや積極的な活用につなげるための連絡調整役を担うものとしております。

これまでの取り組みといたしましては、財源の

検討業務のほか、財源の掘り起こしの基盤づくりとして補助金情報を広く周知するための庁内メールの配信、簡易データベースの作成、特定財源の活用状況の可視化、いわゆる見える化による活用事例の分析などに鋭意取り組んでいるところであります。

また、歳入改革につきましては、資金企画室のみならず、職員一人一人のたゆまない努力が必要であります。これは、すなわち担当分野のことはそれぞれの担当職員が最も熟知しているものであり、おのおのの事業が国の施策の中でどのように位置づけられているのか、県の施策の中でどのように位置づけられているのか、また各種団体の中でどのように位置づけられているのか、そうしたところを把握したうえで、支援策がある場合に、自らの事業をどのように当てはめていくのか、常にそういった視点で取り組むことが必要であるということでもあります。

いずれにいたしましても、資金企画室の取り組みについては、今後とも私自身も期待してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、下北ジオパーク構想についてのご質問の1点目、現地審査までの今後の展開についてであります。テレビや新聞等で報道されましたとおり、去る5月21日にジオパーク認定に向けての第1関門である認定プレゼンテーションが千葉県幕張メッセにおいて開催され、住民の皆様のご協力により、文字どおり下北が一体となった発表となり、その取り組みは多くのジオパーク関係者からも称賛の声をいただいたところであります。今後最大の関門である現地審査が8月9日から12日までの日程で行われる予定でありますので、引き続き市民の皆様のご協力をいただきたいと思います。

この現地審査には、3名の審査員が当地を訪問し、各ジオサイトの保全や活用の状況を確認する

とともに、それぞれの地域において住民の皆様と交流することで、ジオパークに対する理解度や取り組み、そして持続できる体制かどうかなどを審査することとなります。現地審査ではありますが、現地審査員という専門家からジオパーク活動を進化させるための的確なアドバイスをいただく機会でもあり、今回の現地審査には火山学や考古学、地質学の第一人者にお越しいただきます。

一方で、この現地審査に当たっては、これまでのジオパーク構想の取り組みが問われることとなることから、審査員に対して地域住民の皆様からこれまでの取り組みを紹介してもらうことや、地域住民の皆様ボランティアガイドとして審査員に対して説明していただくことを想定しておりますが、何よりも地域のジオパークにかける熱意が認定に向けての大きな要素となることから、これまで以上にジオパーク構想の取り組みをそれぞれが加速化させることが必要だと考えております。

下北ジオパーク構想推進協議会でも、地域の皆様にジオサイトの場所や地質学的及び文化的な価値を知っていただけるようリーフレットの作成を進めているほか、広報紙やホームページを活用した広報活動、そして各地域の住民の皆様から直接ご意見を伺う機会をつくってまいりますので、積極的なご参加をお願いしたいと思っております。

次に、ご質問の2点目、認定された場合の経済効果と整備保全に係る予算についてであります。認定された場合の経済効果については、その後の取り組みによって大きく左右されるものと考えますが、例えば昨年ジオパークに認定された宮城県の栗駒山麓ジオパークでは、認定前の5カ月間でのツアー申し込み件数は35件、参加者は540名であり、一月当たりに換算すると7件、100名程度であったものが、ジオパーク認定以降では、2カ月間で申し込み件数42件、参加者854名となり、一月当たりに換算すると21件、430名ものツアー

客がジオパーク認定によって生じたとのことであり、

また、島原半島ユネスコ世界ジオパークにおいて、過去にジオパークによる経済波及効果を算出したことがあり、年間20億円から25億円程度の効果もたらされたと報告されております。

経済波及効果の試算は、直接的に生じる経済効果のほか、間接的な効果も試算する必要がありますが、産業連関分析を行っていない本市にとって正確な算出は困難なものではありますが、先ほどご紹介した栗駒山麓ジオパークや島原半島ジオパークは、官民が連携し、積極的にジオパークを推進している地域であり、このような地域であればこそ期待できる経済効果もあると推察しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、認定された場合の整備や保全に係る予算についてであります。ジオパーク認定によって訪問客を迎え入れるための整備や、ジオサイトの保全のための事業費が生じることが予想されますが、これまでと同様、国の交付金や県の補助金、その他有効な財源を活用し、無理のない範囲で着実に整備を進めていくことこそが持続可能な推進体制の構築につながるものと考えているところであります。

これまでも地域の皆様が自ら集い、自らが宝と感じるジオサイトを中心に清掃活動を行ったり、地元山岳会の皆様が登山道の美化や整備に努められているなど、いわゆる財政支出を伴わない保全活動がなされております。

ジオパーク活動は、認定を受けた後も、地域全体で取り組む息の長い活動が重要であります。今後は、これらの活動がそれぞれの地域住民の皆様や団体の皆様だけの活動で終わるのではなく、住民の皆様が気軽に参加し、保全活動にかかわることができるように働きかけることで、持続可能な保全活動に加え、新しいコミュニティ創出にもつ

ながるような効果のある取り組みも検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、むつ市の自主事業についてのご質問は、担当部長からの答弁といたします。

○議長（浅利竹二郎） 財務部長。

○財務部長（氏家 剛） 原田議員ご質問の資金企画室の平成27年度の実績と平成28年度の見通しについてお答えいたします。

まず、平成27年度の取り組み実績についてであります。交付金関係業務につきましては、電源施設関係では電源立地地域対策交付金と青森県核燃料物質等取扱税交付金を合わせて24億8,638万円の交付を受けており、むつ市消防活動提供事業ほか20事業の取りまとめを行っております。

防衛施設関係では、特定防衛施設周辺整備調整交付金9,746万7,000円の交付を受け、消防団車両購入のほか、金曲、赤川町地区排水路整備事業などの事業を実施しております。

資金企画業務では、庁内において財源を検討した事案は20件ございました。内訳といたしましては、庁内各課等に対して財源対策を要する事案を紹介したもの9件、次年度の予算編成に当たり検討したもの6件、その他随時の検討事案5件となっております。そのうち財源の確保または有利な財源の活用に結びついたものは2件ございました。

1件は、むつ市福祉バス運行事業でありまして、特定防衛施設周辺整備調整交付金による基金造成により、平成28年度から委託事業として実施する財源を確保いたしました。もう一件は、小型動力ポンプ付積載車整備事業でありまして、同交付金を充当することとし、有効な財源の活用により消防団車両が更新されております。

次に、平成28年度の見通しであります。交付金関係業務について、電源施設関係では、電源立

地地域対策交付金と青森県核燃料物質等取扱税交付金を合わせて22億3,899万8,000円の歳入を見込んでおり、むつ市消防活動提供事業ほか19のソフト事業を予定しております。

防衛施設関係では、特定防衛施設周辺整備調整交付金1億円の歳入を見込み、むつ市福祉バス運行事業、むつ市スクールサポーター配置事業等の事業を行うこととしております。

資金企画業務といたしましては、引き続き財源相談を実施し、5月末現在で6件について検討をいたしております。相談業務に関連しまして、大湊消防庁舎整備事業につきましては、平成29年度の民生安定施設整備事業の採択に向けて補助事業計画書の提出にこぎ着けるに至るまで、事業を主管する大湊消防署と東北防衛局との間に入り連絡調整の役割を果たしております。

その他補助金交付金事業実施のノウハウを生かして情報提供にとどまらず、財源活用のコーディネーターとして機能するよう努めてまいりたいと考えております。

また、今年度は新たに次の3つの取り組みをすることとしております。1つ目は、補助金情報等の庁内メール配信であります。これは、資金企画室で入手した補助金等の情報を幅広く関係する部局に配信し情報共有を図ろうとするものでありまして、5月末までに15件の情報提供をしております。

2つ目は、補助金等の簡易データベースを作成し、庁内各部局において事業の企画立案時の参考に活用してもらおうという取り組みでありまして、7月上旬をめどに公表し、随時情報を追加してデータを充実させ、財源発掘の足がかりにしたいと考えております。

3つ目は、各種事務事業における特定財源の活用状況の見える化を図り、その状況を分析し、部局ごとの特徴の把握や特定財源の活用の可能性の

ある事業の洗い出しを行うほか、この分析結果については庁内幹部職員に対して説明する機会を設け、財源掘り起こしの意識啓発などに役立ててまいりたいと存じます。

これらの取り組みによりまして、平成28年度におきましては、部局の垣根を超えて庁内横断的に財源に関する情報と現状認識を共有し、財源確保についての議論の基盤づくりに努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上です。

○議長（浅利竹二郎） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（畑中秀樹） むつ市の自主事業の1点目、高齢者事業分についてのご質問にお答えいたします。

まず、高齢者の在宅での生活を支援する事業として、雪の多い当市にあって、除雪に苦労している高齢者や障害者を支援するための高齢者等除雪サービスや、下肢が不自由な方で車椅子またはストレッチャーを利用しなければ移動が困難な方のための外出支援サービスを初め、緊急通報、配食等各種サービス事業を実施しております。また、高齢者の家族介護を支援する事業として、介護用品及び介護慰労金の支給や高齢者を介護している家族などを対象として、介護に関する学習や実習を行う家族介護教室を実施しているところであります。さらに、平成26年度からは、ご長寿に敬意を表する敬老事業の一環として、77歳以上の高齢者の全員に見守りを兼ねて敬老記念品を配布しております。

近年核家族化や高齢化が進展し、ひとり暮らしの高齢者が増加しておりますが、異変のある高齢者や何らかの支援を必要としている高齢者を早期に発見し必要な支援を行うなど、地域社会全体で高齢者を見守る体制を確保することが重要になってまいりました。こうしたことから、市では高齢

者を見守りネットワークとして、高齢者と接する機会の多い新聞販売事業者及び電気、ガス、水道などのライフライン事業者並びに宅配業者など、計45社とみんなで見守る協定を結び、高齢者が住みなれた地域で安心して生活できるよう、さりげなく見守る体制を確保したところであります。

このみんなで見守る協定の実績といたしましては、平成26年度に3件、平成27年度は5件、平成28年度は現時点までに1件の通報を受けており、早期発見による状況の悪化を防止できたと考えているところであります。

さて、平成37年には65歳以上の高齢者の5人に1人が認知症になると言われ、その認知症高齢者の徘徊が社会問題となってきております。市では、これまで認知症高齢者をさりげなく見守る認知症サポーターの養成を行ってまいりましたが、今後なお一層積極的に養成を行い、さらには家族のみならず、地域社会全体で認知症高齢者を支えるネットワークづくりに努め、複層のかつ効果的な高齢者見守りネットワークを構築し、高齢者が住みなれた地域で安心して生活できるよう、高齢者福祉事業の充実に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、市独自の子育て支援事業についてお答えいたします。市では、妊娠、出産から保育と切れ目のない子育て支援としてさまざまな事業を実施し、支援に努めているところであります。妊婦と夫や家族を対象に開催している両親学級、通称ハローベビー教室は、夫と一緒に参加できるよう夜間開催としているところであります。夫の妊娠シミュレーターの装置や、赤ちゃん人形を使った沐浴やおむつ交換、だっこなどの実技を取り入れ、赤ちゃんのお世話を楽しみながら体験できることから、受講者の皆様には大変好評をいただいているところであります。

産後については、「こんにちは赤ちゃん事業」

として、生後4カ月までの乳児のいる家庭を保健師等が訪問し、お母さんの子育てに関するさまざまな不安や悩みを直接お伺いして、アドバイスや子育てに関する情報提供に努めており、100%に近い実施率となっております。

乳幼児健診では、法定の1歳6カ月児と3歳児健診に加え、市独自に10カ月児と2歳児健診を実施しており、その月齢に応じた発育発達及び精神発達面の確認をするとともに、何かしらのフォローが必要な子供と保護者に対して継続支援を行っております。

子育て支援の一環として行っているむつ市ファミリーサポートセンター事業は、子育て支援を受けたい方と育児援助を行いたい方が会員登録して地域で子育てを助け合う役割を担っております。また、病気の回復期にある児童を一時的に預かり、保護者の子育てと就労を両立支援する病後児預かり事業などを実施しております。

発達支援事業では、第二田名部小学校の教室を借用し、未就学児ことばの教室を平成18年度から実施しており、主に言葉のおくれが気になる未就学児を対象に、話す力、聞く力、人とかかわる力を養い、安心して小学校に就学できるよう療育的指導を行っております。さらには、学童保育、通称なかよし会の開設や保育園での延長保育、一時預かりの実施、また市内3カ所の子育て支援センターを設置し、保育園等に入所させていないお母さん方の交流や育児相談にも努めております。昨年度は、天気を気にせず利用できる屋内施設としてキッズパーク「ムチュ☆らんど」を開設し、当初の想定をはるかに超える3万人以上の方々にご利用いただき、多くの市民の皆様喜んでいただいているところであります。

今後は、子育てに関する情報提供を充実させるほか、さまざまな事業や施策により、今にも増して子育てがしやすいと感じていただける環境づく

りを進め、「こどもの国むつ市」の形成を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（浅利竹二郎） 1番。

○1番（原田敏匡） ご答弁ありがとうございます。

まず、2項目目の下北ジオパーク構想について再質問いたします。下北ジオパーク構想については、企業で言うところの新たな収益源を確保するための設備投資的な事業だと認識しています。そういう意味では、本年度だけでも約1,500万円を予算計上しております。ぜひとも認定を受け、経済への波及効果を生み出してほしいところではございますが、その経済効果を予測し、数字まで落とし込んで提示するというのは、私も現状難しいのかなと思っております。ただ、一方で整備保全については行政が主体となり、計画、実行していくものですから、数字の積み上げは可能だと考えています。

そこで、先ほど答弁のあった内容の整備、保全にかかわる金額の積算はなされているのかお伺いいたします。

○議長（浅利竹二郎） ジオパーク推進室長。

○総務政策部総合戦略課長ジオパーク推進室長（角本 力） ご質問にお答えいたします。

整備、保全にかかわる金額の積算ということでございますが、これから認定を受けるに当たりまして、整備、保全の必要性というものは重要なところでございます。

保全に関しましては、国定公園ということもございまして、それなりに保全が進められておりますが、地域の皆さんのジオパークの活動としては、清掃活動ですとか、そういうお金のかからない部分でご協力をいただいております。そういう意味で、保全というのはジオパークにおきましては、今ある資源を将来にわたって同じように保全して

いくということでもありますので、手をかけてまで保全するというものではございません。確かに破壊とかそういうことがございますれば、原状に回復する予算も必要であると思っておりますけれども、そういう意味で保全に対しましては、現在のところ住民の皆さんのご協力をいただいて進めているところでございます。

一方で、整備というところになりますと、拠点施設の整備ですとか、そういうところが考えられるところでございます。現在のところ、ビジターハウスとかそういう施設のほうについてはまだ準備、整備されている現状ではございませんので、これから費用のほうがかかってくるところではございます。

現在地方創生推進交付金のほうで、およそ2,000万円ほどの積算をいたしまして、申請をしているところでございます。そのような国・県等の交付金等も活用しながら、整備のほうを進めてまいりたいと考えております。

○議長（浅利竹二郎） 1番。

○1番（原田敏匡） 整備に関してなのですけども、例えば認定後、その翌年に一気に全て整備するわけではないと思うのです。その辺の年度にわたった計画というのは、これからだと思うのですけれども、整備、保全にかかわる基本計画の作成というのは、今現在検討されているのか。例えば何カ年計画で、そういった基本計画をつくるつもりはあるのかどうか、お伺いします。

○議長（浅利竹二郎） ジオパーク推進室長。

○総務政策部総合戦略課長ジオパーク推進室長（角本 力） ご質問にお答えいたします。

現在ジオパークの長期計画及び中期計画につきまして検討を始めるところでございまして、認定を受けた後に、今年度中にそのような計画について考えていく所存でおります。

以上です。

○議長（浅利竹二郎） 1番。

○1番（原田敏匡） そうすると、現段階では初期費用もランニングコストもまだ全く、その2,000万円以外は積算されていないという形でございますか。

あともう一点、その2,000万円というのは、核となるビジターハウスの分の予算と考えてよろしいでしょうか。

○議長（浅利竹二郎） ジオパーク推進室長。

○総務政策部総合戦略課長ジオパーク推進室長（角本 力） お答えいたします。

まず、2,000万円についてであります。今議案の中で上程しております議案の中に式番館の条例がありますけれども、こちらの式番館のほうの整備ですとか、また来さまい館のほうに今床地図を設置させていただいておりますけれども、こちらのほうにも2階にジオパークの展示というものがございまして、展示の充実等の予算について現在は積算しているところでございます。それ以外の予算につきましては、今後細かいところを精査しながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（浅利竹二郎） 1番。

○1番（原田敏匡） 経済波及効果のほかに、そういった投資する部分、ビジターハウス等の投資する部分が従来よく言われている箱物を建てて、結局利用者が少なく無意味になっている、税金の垂れ流しだというふうにいかないように、ぜひそういった投資面はしっかりと早目の段階で積算していただきたいなという感を抱きます。

医療や教育、そして社会保障、社会福祉の分野等の公共サービスとは違って、地域振興を考えていくうえでは、たとえ行政といえども、今ビジネスモデルを考えることは当然ではないかと考えます。そこで、今後作成される基本計画に、こういったビジネスモデルを盛り込んでいく考えがあるかどうかをお伺いいたします。

- 議長（浅利竹二郎） ジオパーク推進室長。
○総務政策部総合戦略課長ジオパーク推進室長（角本 力） お答えいたします。

ただいまご提案のありましたビジネスモデル等につきましては、例えば現在でもツアーパッケージ等観光にかかわるご提案をさせていただいておりますので、その辺も含めて検討してまいりたいと考えております。

以上です。

- 議長（浅利竹二郎） 1 番。
○1 番（原田敏匡） ぜひビジネスモデル、例えばターゲットを定めて収益をするメカニズムをしっかりと組み込む、そういった形も今後行政に求められていることだと思いますので、よろしく願います。

財政が豊かで投資できる余力があるのならまだしも、現状のむつ市の財政状況を考えると、こういった投資的事業については、ぜひともビジネスモデルを意識して事業計画を検討していただきたい。

また、継続している事業においても、提供した価値に対してどのような収益モデルで対価が得られ、どの程度の利益が確保されているのかを検証して精査する必要があると思いますので、その点については、次回以降の一般質問で取り上げさせていただきます。

下北ジオパーク構想については、私も微力ではありますが、全力で応援させていただきますことをお約束して、下北ジオパーク構想の質問を終わらせていただきます。

続きまして、1 項目めの財政について再質問いたします。財源対策を行ううえで、特に検討中の事業に適用できそうな補助金等を探す作業に関してですが、財務部以外の部署とは、実際のところ、庁内でどのような仕組みで取り組んでいるのか。例えば今一番話題となる新体育館の補助金を探す

場合、所管する部は民生部市民スポーツ課ですが、補助金だけに関しては資金企画室が受け持つのか、その辺の他部署間での作業の進め方やかわり合いをお伺いいたします。

- 議長（浅利竹二郎） 財務部長。
○財務部長（氏家 剛） お答えいたします。

庁内での財源対策の仕組みというふうなことにについてのお尋ねかと存じます。通常の予算編成に当たりましては、事務事業を所管するそれぞれの課、室等におきまして事業の立案、それとともに財源をあわせて勘案したうえで予算獲得に臨む形が標準的なものであり、これにつきましては従前と同様の進め方で行っているところであります。

予算要求時におきまして、起債や交付金など特別な財源による場合には、財務課との協議や交付金等を所管するセクションと協議のうえ予算化することとなっておりますが、予算成立後でありましても予算の補正を行い、有利な補助金や交付金等の財源のつけかえにより財源対策が可能なケースもございまして、財源対策は予算編成時に限られたものではございません。

また、国や県などからの補助金や交付金などの情報は、市の関係部局に直接通知されますことから、他の部局で活用できそうな補助金等の制度でありましても、周知に至らずに埋もれたままとなっている、そのような場合もあろうかと思われま

す。このような性質から、資金企画室におきましては、庁内各部局に対し、補助金等に関する情報提供をお願いし、提供があった場合には、これを広く周知し活用を働きかける、このようなこととしてございます。

また、随時各課からの財源の相談に対応することとあわせ、年度の中途でありましても、財源の掘り起こしに努める機運の醸成を図ってまいりたいと、このように考えております。

先ほどは、具体的に体育館の財源というふうなお話もございました。こういうふうなものにつきましても、まずは担当部局、そういうところが基本的には財源を調達するというふうな取り組みをしていくということが基本になろうかと思えます。資金企画室の場合は、そのような情報を広く収集し、それを蓄積し、またそれを逆に全庁に向けてフィードバックして、その活用の方法、方向性を探っていくというふうな、そういう仕組みということでご理解いただきたいと存じます。

以上です。

○議長（浅利竹二郎） 1番。

○1番（原田敏匡） ありがとうございます。

数年前から各種団体への補助金等を減額したこともあり、庁内での取り組みのほかに民間団体などで活用可能な補助金制度の紹介などの窓口としての機能も資金企画室の取り組みとしてどうかとは思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（浅利竹二郎） 財務部長。

○財務部長（氏家 剛） お答えいたします。

民間団体等で活用可能な補助金制度の相談窓口の業務、それから制度の紹介、民間事業者向けの取り組みというふうなことが行政のほうでできないかという趣旨のご質問かと思えます。一般的には、民間向けの補助金、交付金等に関連する事務事業を所管している担当課等において事業をより詳細に把握しておりますことから、それぞれの担当課等がホームページ、あるいは市の広報など、そういう媒体を通じまして補助金事業等の内容の周知を図るというふうなことで、それぞれの担当する部局が窓口の役割を果たしているというふうな状況がございます。

原田議員は、この資金企画室にそのような機能を持たせてほしいというご要望も含めてのご質問かと存じますが、先ほど市長の答弁にもございましたように、まずは市の財政を建て直す、あるいは

これをいい方向に導いていくというふうなことでの財源対策をまず歳入の部分でどうするかというふうなことを中心に据えた部署でございますので、しばらくはまずは庁舎内、このむつ市という部分でのそういう対策をとる部署と、そういう仕事というふうなことに集中してまいりたいと、このように考えてございます。

以上です。

○議長（浅利竹二郎） 1番。

○1番（原田敏匡） そういった意味では、多分各種団体さんとか余り事業が固まっていない中で、そういった方向性の中で補助金がないかということを探りながら、本当に手探りの状態で相談を受けた場合、各担当課さんだと確定されていないものに対しての補助金の相談というのがなかなか難しいのが現状だと思います。これは、民間団体とか民間企業も同様だと思います。なかなかやっぱり補助金の申請となると手続等面倒なことから、ある程度事業として固まったものでなければ、ご対応のほう、難しいとは思いますが、資金企画室だけではなくて各課さんにもお願いとなるのですが、そういった民間団体、そして民間企業がこういった補助金があるよとか、ぜひ活用してみてもどうか、こういう補助金、うちのほうで使いたいだけでもお手伝いしていただけないか、そんなお願いが来た場合は、申請に対しての手間暇がかかるものと思いますが、ぜひ事業に真摯に前向きに対応していただきたいと思えます。

現在資金企画室は2名体制となっておりますが、ぜひ2人では処理しきれないほどに業務量、そして取り扱い件数、補助金申請額が膨らみ、増員せざるを得ない状況となることを大いに期待して、財政の質問を終わります。

最後に、3項目めのむつ市の自主事業について再質問いたします。答弁にありました自主事業の

中で、特に県内の他市町村にはないむつ市オリジナルといえますか、独創的な自主事業がございましたらご紹介をお願いします。

○議長（浅利竹二郎） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（畑中秀樹） むつ市の独自性のある事業は何かというご質問にお答えいたします。

当市独自の高齢者事業分での事業といたしましては、先ほどご紹介申し上げた中にありましたが、敬老事業の一環として、敬老会開催前に、対象となる77歳以上の高齢者全員に見守りを兼ねまして個別に訪問をさせていただき、記念品を配布している事業でございます。こうした事業と、先ほどご紹介した中にありますみんなで見守る協定、あるいは認知症高齢者を支えるネットワークづくりにより、地域の高齢者が安心して生活できるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、子育て事業分についてでありますけれども、先ほどご答弁申し上げましたキッズパーク「ムチュ☆らんど」は、むつ下北唯一の屋内遊戯場として昨年度開設させていただいたものであります。市といたしましては、キッズパークを子育て支援の拠点施設として位置づけ、平成27年9月から保健師、栄養士による「すくすくあかちゃん計測&相談 in ムチュ☆らんど」を実施しているところであります。これは、日々成長する赤ちゃんの身長や体重などの確認と子育てに関して相談しやすい環境づくりを目的に、定期的な健診とは別に毎月実施しているものであります。保護者の皆様には、子育てに関する悩みについて気軽に話すことができる機会として、大変好評をいただいているところであります。

以上でございます。

○議長（浅利竹二郎） 1番。

○1番（原田敏匡） ありがとうございます。今後も、市民満足度向上のため、この地域に合った自主事業を数多く求めたいところではあります。

が、やはり行き着くところは現在の財政状況となります。

そこで、新体育館構想にかかる予算と自主事業にかかる予算、今住民にとって真に必要とされる度合いを再質問と考えていたのですが、時間、そして後日一般質問する同僚議員の通告に類似した質問がありましたので、私からは次回以降の定例会にて質問させていただきます。

しかし、限られた予算の中ではありますが、職員、そして私たち議員も含め、市民満足度の向上を目指し、知恵を出し合っていくことをお願いして、むつ市議会第228回定例会での一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（浅利竹二郎） これで、原田敏匡議員の質問を終わります。

ここで、午前11時5分まで暫時休憩いたします。

午前10時54分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（浅利竹二郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎工藤祥子議員

○議長（浅利竹二郎） 次は、工藤祥子議員の登壇を求めます。4番工藤祥子議員。

（4番 工藤祥子議員登壇）

○4番（工藤祥子） 日本共産党の工藤祥子です。今回は、3つのことについて質問させていただきます。

まず第1に、改正介護保険について質問いたします。介護保険が2000年にスタートして17年目に入りましたが、今の改定は2014年に成立した医療介護総合確保推進法に基づく介護保険の改定です。これまでの介護保険は、次のように変わりました。

1つは、要支援1、2の予防給付のうち、ホームヘルプとデイサービスは介護保険から外され、市町村の事業に移行する。2つ目、特養ホーム新規入所は、要介護1、2の人は原則として対象外とされ締め出される。3つ目、合計所得160万円、年金収入の場合280万円以上の方の利用料が2割負担に引き上げられる。4つ目、非課税世帯でも、配偶者が住民税課税であったり、預貯金が一定額、単身1,000万円以上あれば介護施設、ショートステイの食事、部屋代補助は打ち切りへと変わりました。今回私は、1つ目の総合事業について一般質問いたします。

2015年度から、順次各市町村で実施されていますが、来年4月は総合事業の移行のタイムリミットを迎え、むつ市も実施ということになります。厚生労働省は、財源構成は変わらない、市町村の実情に応じた多様なサービスが提供されると、いろいろなサービスの類型を示しています。そして、ホームヘルプとデイサービスに移行した場合として、現行相当サービスに加え、緩和した基準のサービスA、ボランティアによるサービスB、専門職による短期間集中予防のサービスCと、訪問型、デイサービス型の多様な類型を掲げています。移行後は、基準や単価など市町村の裁量に委ねられることになり、地域の現場をしっかりと把握した事業を確立していく大きな責任が問われてきます。

ガイドラインの中で、現行相当サービスの考え方として、状態などを踏まえながら多様なサービスの利用を促進していくことが重要、また継続利用者についても可能な限り住民主体の支援に移行していくことを検討していくことが重要であるとあり、多様なサービスへの置きかえ、専門性を問わない無資格者を大量に活用することを推奨しています。例えば現行のデイサービス型サービスでは、生活相談員、看護職員などの人員が配置され

ていますが、緩和サービスAでは、さきの人員はいなくてもいいわけです。サービスBは、住民主体による支援、つまりボランティアでもいいわけです。ホームヘルパーについても、自立支援を目的にし、有資格者の専門家対応が大事なのに、緩和サービスでただの家事援助代行に置きかわることがあってはなりません。

総合事業移行当初は、サービス提供の大部分は既存の事業者による現行相当サービスの提供になると予想されますが、ガイドラインを見ると、今後さまざまな介護サービス低下へと迫られていくのではと指摘されています。

総合事業のサービスの表に上限管理の仕組みが設けられたことは大問題です。ガイドラインでは、市町村の総合事業の上限については、事業開始の前年度の介護予防訪問介護と介護予防通所介護、介護予防支援に介護予防事業の総額をベースとしますが、伸び率はその市町村の75歳以上高齢者数の伸び以下の増加率しか認めないとしています。予防給付では、毎年5ないし6%の自然増予測がされていましたが、後期高齢者の伸び、全国平均には3ないし4%以下に抑え込まれ、市町村は現行相当サービスから、より費用の低い緩和基準のサービスA、ボランティアサービスBへと利用者を移行させていくことが迫られます。

2017年度までは、経過措置がありますが、このような仕組みの影響は、先行してスタートした市町村にあらわれてきています。

質問の1つとして、ちなみにむつ市の75歳以上の伸び率はどのような数値が出ているのでしょうか。

2つ目、総合事業への移行に当たっては、現行相当サービスの質を守り続けることができるのでしょうか。現行サービスを維持したうえで、補助的な役割として新たなサービスを利用できる事業をつくれるのでしょうか。希望者に基づく選択権

を保障できるのでしょうか。まず、このことを質問いたします。

2つ目、就学援助制度についてです。文部科学省は、就学援助について実態調査を行い、昨年2015年の10月に、「平成25年度就学援助実施状況等調査等の結果について」を発表いたしました。文部科学省は、子どもの貧困対策に対する大綱、昨年8月に閣議決定されましたが、国として就学援助の実施状況等を定期的に調査し、公表するとし、各市町村の就学援助の活用、充実を図ることから調査を実施したと述べています。子どもの貧困が大きく取り沙汰されている今日、この機会に充実を図っていくことを求めていると思います。

就学援助制度は、学校教育法第19条の規定に基づき、経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して、市町村は必要な援助を与えなければならないという考え方のもと、学用品、給食費などを援助する制度です。むつ市では、就学援助費支給事務取扱要綱に基づき進められています。要保護者は、生活保護制度の規定により対象となり、準要保護世帯についてはその対象者、申請手続、補助の方法、援助項目などは市町村により異なります。子どもの貧困が取り上げられ子育て支援が求められている今日、実施主体となる自治体の構え、取り組みが問われてきています。

そこでお聞きいたします。

1つ目、まずむつ市の基本的な考え方、周知方法、認定基準、手続、支給方法等についてお聞きいたします。

2つ目、むつ市の就学援助対象人数、これは要保護及び準要保護児童・生徒数は何人でしょうか。全児童・生徒に対する割合はどのくらいでしょうか。

3つ目、むつ市の援助項目は、国の目安とされ

る項目より少なくなっています。2010年度からクラブ活動費、生徒会費、PTA会費が加わりましたが、むつ市はふやしていません。国の目安の基準にふやせないのでしょうか。

4つ目、中学校入学準備金をその趣旨のとおり7月ではなく、もっと早く3月に支給できないのでしょうか。このことをお尋ねいたします。

3点目、健診についてです。短命県返上を目指し、県内の市町村とともにむつ市も短い平均寿命、低い特定健診率などの課題克服のため、さまざまな取り組みをしています。国が定めた特定健診受診率目標は、平成29年度までに60%を掲げています。さまざまな努力をしてきましたが、平成26年度のむつ市の受診率は25.2%で、最下位グループに入っています。

春先に健診の呼びかけの案内が送られ、昨年私も保健協力員として健診のお誘いに集落の方々を回って歩いたと思い出しながら斜め読みをして、状差しに差してしまいました。5月に入ってから、「ことし銀杏木公民館での健診がなくなって力が落ちた」という銀杏木の方のつぶやき、「どうしてなくなったのか」との怒りの声、銀杏木集落隣の小倉平集落の方からも聞こえてきました。

私も去年は銀杏木公民館で健診を受診しました。川内庁舎に聞きに行きますと、健診場所で50人から60人の参加者がいないと場所の設定が難しくなり、ことしから銀杏木と宿野部会場がなくなったとの説明を受け、川内本町までの送迎のバスが出るので、保健協力員が回ることになっていると聞いてきました。

旧川内町は面積が広く、集落の数も多数あります。確かに高齢化、人口減で健診の参加者は少なくなり、6つの集落を対象にしている銀杏木会場の昨年の参加者は38名でした。海岸沿いの3つの集落を対象にしている宿野部公民館会場は、44人の参加でした。この2カ所がなくなり、川内中心

部が1カ所ふえたようです。

先日银杏木会場がなくなったことに声を上げていた方を訪ねてみると、「ことは行かなかった。去年は自転車で银杏木公民館の会場に行ったんだけど」との声。「ほかの会場で何とか受けてください」と帰ってきましたけれども、中心地域の健診場所をふやしたことで健診率が上がるのだろうかと素朴な疑問を持って帰ってきました。

確かに高齢化して病院に通院している人がほとんどです。「職場で受けた」と言う人とともに、「病院で全検したから受けない」という声を保健協力員として地域を訪問、お願いする中でよく聞いてきました。保健協力員の集まりでの学習を生かして「市の健診のほうが詳しい検査できるんだって」などと話したりしてきましたが、健診会場が中心地域だけとなり、遠くなれば足が遠く、ためらう人がふえるというのは予想できます。

ちなみに、昨年银杏木会場に来たと思われる人を対象にした送迎バスを利用したのは11名だと聞きました。マイカーで行った人もいたとしても、減っているとしても、ふえてはいないと思います。まず、中心地ばかりではなく、住民に寄り添った周辺の方々が受けやすい健診場所の、この2つの復活を考えてもらえないでしょうかということです。

これで、壇上からの質問を終わります。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 工藤議員のご質問にお答えいたします。

改正介護保険についてのご質問の要支援者のホームヘルプ、デイサービスを総合事業に移行しても現行のサービスを継続できるのかについてであります。市といたしましては、現在のサービスを利用している方々が、引き続き既存の介護事業所からサービスを受けられるよう、原則としてサ

ービス内容等を現状のままで継続したいと考えております。

次に、新しい総合事業に要する費用の上限につきましては、前年度の予防訪問介護、予防通所介護及び介護予防支援の給付額を基準として、75歳以上の高齢者の伸び率を乗じて算出することとなります。なお、ご質問にありました75歳以上の高齢者の伸び率は1.88%となっております。

むつ市の現状といたしましては、上限を超えていない状況にありますが、今後におきましても多様で安価なサービスの構築等により、事業を利用する皆様が必要なサービスを受けられるよう事業の適正化を図ってまいります。

いずれにいたしましても、高齢者の皆様が住みなれた地域で自立した日常生活を継続できるよう、新しい総合事業への円滑な移行を進めていくとともに、高齢者の皆様が気軽に参加できる場の充実等、地域づくりについても取り組んでまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、就学援助についてのご質問につきましては、教育委員会からの答弁となります。

次に、健診についてのご質問、川内地区での健診会場につきましては、担当所長からの答弁といたします。

○議長（浅利竹二郎） 教育長。

（遠島 進教育長登壇）

○教育長（遠島 進） 工藤議員の就学援助についてのご質問の1点目、支給内容を国の基準に引き上げるべきについてお答えします。

まず、就学援助制度の基本的な考え方についてですが、就学援助制度は、学校教育法第19条に規定する「経済的理由によつて、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない」との条文を根拠としており、この根幹となるものが日本国憲法第29条に規定する「教育を受ける権

利」及び教育基本法第4条に規定する「教育の機会均等」であると認識しております。

次に、市の就学援助制度の認定基準についてですが、1つには、生活保護受給中である要保護者、次に要保護者に準ずる程度に困窮している準要保護者として市民税の所得割が非課税である者または保護者が病気や入院等で就労できない状態にあると認める者等を対象としており、学用品費、通学用品費、新入学学用品費、宿泊を伴う校外活動費、修学旅行費及び学校給食費に対して援助を行うものであります。

なお、要保護者に対しましては、本事業では修学旅行のみを支給対象としており、その他の就学援助につきましては、生活保護費から支給されております。

次に、市の就学援助の受給率についてですが、平成27年度の実績で、全児童生徒数4,527人に対して要保護者79人、1.75%、準要保護者480人、10.6%、合わせて就学援助事業の受給者が559人、12.35%となっております。

次に、就学援助事業の周知方法についてですが、毎年度全児童・生徒を通して保護者の方にお知らせしているほか、広報むつ、ホームページでも周知しております。また、窓口相談において制度の説明をし、準要保護の申請につながった例もあります。

支給内容を国の基準に引き上げるべきとのことですが、就学援助制度のうち要保護者については国の基準のとおり行っておりますし、また準要保護者に対する援助につきましては国の基準がなく、市の裁量により認定基準、援助費目など、その内容を定め、実施することとなっております。

今後におきましても、市としてできる範囲での支援を継続していきたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、就学援助についての2点目、入学準備金

を3月に早めて支給できないかとのご質問についてであります。市の就学援助制度では、主な認定基準が市民税の所得割が非課税である者となっているため、4月に申請書を提出してもらい、市民税が確定する6月に認定作業を行い、7月に支給を開始することとしております。

教育委員会といたしましては、中学生について入学前に支給している自治体もあり、その有用性も認識していることから、他自治体の取り組みなども参考にしながら検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

ただいまの答弁の中で、日本国憲法の規定のところ、「第29条」と申し上げましたけれども、「第26条」と訂正させていただきます。申しわけございませんでした。

○議長（浅利竹二郎） 川内庁舎所長。

○川内庁舎所長川内庁舎管理課長（二本柳 茂）

次に、健診についてのご質問、川内地区での健診会場についてお答えいたします。

当市では、財団法人青森県総合健診センターと委託契約を結び、割り当てられた日数の範囲内で特定健診と各種がん検診が同時に受けられる総合健診を市内全域で実施しております。その中で、川内地区では平成27年度まで健診会場を巖川地区公民館、銀杏木地区公民館、川内体育館、宿野部地区もしくは蛸崎地区公民館の4カ所で健診を実施してまいりましたが、1回当たりの受診者数を確保しつつ、より多くの皆様に受診していただき、病気の早期発見、早期治療につなげていただくことを目的に、平成28年度からは銀杏木、宿野部、蛸崎地区などの皆様を川内体育館等に送迎するバスを手配し、体制を整えたうえで銀杏木公民館等の健診会場を川内体育館及び川内庁舎並びに巖川地区公民館に集約したものであります。

今後におきましては、今年度の受診者数などの状況を見きわめ、銀杏木及び宿野部、蛸崎地区を

含めた川内地区全体として受診しやすい環境づくりを目指してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（浅利竹二郎） 4番。

○4番（工藤祥子） それでは、まず最初に、改正介護保険制度について再質問させていただきます。

状況をいろいろ調べてみますと、上限管理ということで、本当に市町村に十分な財源がなく、丸投げされて、そして今までの現状を維持していくというのは難しいという状況が、先にスタートした地域で出ています。そういうことについて、当面は現行相当サービスは存続できると思いますけれども、将来的には本当に厳しくなるのではないかということをお慮しております。

その例として、ちょっと挙げてみますと、先にスタートしたところでは、国のモデルどおりにやったところ、認定する方の比率が本当に少なくなってきています。そして、今までのサービスを受けられなくなって、担当の方がサービス低下になったということで謝るといふような場面も出てきたということが埼玉県モデル地区の和光市などで紹介されていました。また、もう一つの例としては、基準を緩和してやっている、そういう新潟県の上越市などでは、緩和しなければ、なかなか報酬単位を低めなければ継続できないということで、事業所の経営が悪化し、事業所がこの事業から撤退するというような事態が起きている。また、3つ目の事態としては、現行相当サービスのみで実施した自治体、これは大阪府の堺市だとか横浜市ですけれども、上限のそのシステムは今はいいのけれども、新しい事業も組み入れる中でなかなかこの財政の中ではやっていけないということで、方向性を出せないでいるという、そういう地域も出てきています。

この上限管理ということで、今数字がまだ超え

ていないというふうな市長の答弁でしたけれども、2017年度までは経過措置があるのです。でも、多くの市町村では、2019年ごろには、もはやこの上限管理によってサービスを見直さなければいけないという、そのような悩みが出ています。本当に将来的にもむつ市は現行相当サービスを継続していけるのかどうかということをお慮を再度答弁を求めます。

○議長（浅利竹二郎） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（畑中秀樹） 工藤議員の将来的にも上限管理にかかわらずに現行のサービスが継続できるかということについてのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、現状であります、先ほどご答弁申し上げましたとおり、後期高齢者、いわゆる75歳以上の方の伸び率は現在1.88%であります。一方で、給付費の伸び率でございまして、これが1.56%となつてございまして、現在のところは先ほどの答弁のとおり、現状のままで推移したとしても上限を超えるということはないという状況にござい

ます。当市のほうで、これは現在のところでの推計であります、当面ここ数年の間は上限を超えないという見込みを現在立てているところであります。しかしながら、近年の介護の需要につきましては、新聞報道等でも需要が伸びておりますので、今後絶対に上限を超えないというような保障はないというぐあいな認識もござい

ます。市といたしましては、この事業を必要とする方が真に必要なサービスを利用できるように、関係団体等と連携を図り、新たに多様なサービスを創設し、住民主体の多様な生活支援の充実を図ってまいりたいと考えているところであります。

また、高齢者の皆様の生活環境の調整や居場所と出番づくりを図り、自ら社会参加する仕組みや地域における支え合いの体制づくりにも努めてま

いりたいと考えております。

いずれにいたしましても、高齢者の皆様が生き生きと住みなれた地域で暮らしていくことができる思いやりあふれるまちづくりに努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（浅利竹二郎） 4番。

○4番（工藤祥子） 今の答弁では、今のところは心配ないけれども、将来的にはあり得るということです。本当に財政的な意味ですごく危惧を感じているというのは、多くの市町村の声です。

そういう意味で、今むつ市がともかく現行相当サービスを続けるということで出発するということ、そしてこれを何とか守っていったらということでは私は質問したのですけれども、今の制度にはさまざまな問題点が指摘されています。むつ市は来年からスタートで、具体的には来年度からさまざまな問題が出てくると思います。財政がなかなか大変で、事業だけが丸投げされて、担当の方々も本当に大変だと思います。でも利用者初め事業所の皆さん、そしてさまざまな声を聞いて、充実した介護サービス、これを続けていきたい、ともに築いていきたいということは同じ思いですので、本当に何とかそこを、財源が足りなかったら国に要請していくということもありますでしょうし、国の指導では一般会計からの繰り入れということは余り推奨していませんけれども、そのような場面があるかもしれません。でもサービスを低下させないという思いでは、さまざまな方法を工夫しながら何とか進んでいきたい。来年度からのスタートですので、本当に老婆心かもしれませんが、さまざまなこの危惧される改定介護サービスに対しては、皆様と知恵を合わせてともに頑張っていきたいし、中心になっていく介護の方々の本当に頑張りを、努力に期待したいと思います。

そして、この問題については、最後にむつ市の要綱をいつごろつくることになっているのか質問

いたします。

○議長（浅利竹二郎） 介護福祉課長。

○保健福祉部介護福祉課長包括支援センター所長老人憩の家福寿荘所長（千代谷賀士子） 工藤議員のご質問にお答えいたします。

新しい要綱ということですが、要綱の予定は、今年度末と考えております。

○議長（浅利竹二郎） 4番。

○4番（工藤祥子） 次に、就学援助制度について質問いたします。

教育長の答弁で、憲法第26条に基づいてという、そのような基本的な考え方、本当に大事だと思います。しかし、就学援助の割合は、全国的には15%を超えているわけです。むつ市は12.何%ですよ。そうすると、むつ市はまだ低いのではないのでしょうか。むつ市は豊かだということは、余り考えられないので、この低いということについてどのようにお考えでしょうか。

○議長（浅利竹二郎） 教育部長。

○教育部長（金澤寿々子） ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほどの教育長の答弁にもございましたが、準要保護については、実施に当たりまして、認定基準、費目について市の裁量に任されております。他の自治体においても、それぞれの事情に応じて実施していると考えられますことから、認定基準、費目、金額等について同一ではないため、受給率を単純に比較することはできないと考えております。

当市におきましても、現在できる範囲において最大限の支援を行っている認識しております。今後におきましても、この支援を継続してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（浅利竹二郎） 4番。

○4番（工藤祥子） 国の基準がないということで

すが、一応国の狙いとして12項目出ていますよね。その中で、むつ市でやっていないのは、体育実技用具等、それから校外活動費、これが入っていませんよね。生徒の学校生活においてクラブ活動というのはとても重要なもので、この項目が入っていないということは、例えば柔道をやっていたときになかなか柔道着を買えないとか、クラブ活動のさまざまなものをほかの生徒と一緒に買えないとか、そのような子供の心を傷つけるような状況があるのではないかとということをやっと危惧いたします。それは、指摘するだけにとどめますけれども、何せこのような状況が起きてきたのは、2005年に就学援助に対する国庫補助金が生活保護だけに限定されて、準要保護者に対する援助が使用道を限定しない交付金に一般財源化されたところで、全国的には後退した自治体も出てきています。そういう中で、守ってきたということは評価に値するかもしれませんが、ともかく今子どもの貧困率が本当に厳しいという報道がなされている中で、もう少し項目をふやせないのかなという、そのような思いはあります。

むつ市としては、本当に子供の教育、将来を担う教育費ということについては、何とか予算を注入していただきたい。このことをまず訴えて、次に進みます。

3月に支給してほしいということですが、新潟市とか福岡市、東京の板橋区、そして県内でも青森市で3月に支給しているのです。それは、小学校入学ではなくて、中学校の入学だけに限って行われています。青森市の教育委員会に電話を試みたところ、平成26年度の3月からスタート、つまり平成27年度の中学入学者に対して行ったということを知っています。小学生のときに就学援助を受けてきた6年生に限って、3月20日ぐらいに支給すると言っています。つまり3月の時点で認定になっている小学校6年生に対して支給してい

るわけです。一日でも入学すれば返還はしなくてもよいという規定だそうです。転出するときは、あらかじめ学校のほうから連絡が入るので、今まで返還の事例がない、そのようなことを聞くことができました。そして、新しい認定者は確かにむつ市と同じように、6月に入ると追加ということで進めているようですが、中学校入学だけの就学援助ということは別にむつ市としても支出が、総額がふえるわけではないので、内部のさまざまな努力によって実現可能かなということを感じましたので、このことは進めていただきたいと思えます。

ある中学校に行き、いろいろ事情を聞いてきましたら、指定の制服、学校指定の運動着、指定のリュック、上履きで、8万円から10万円かかるのです。このような金額を保護者が準備するというのは、本当に大変な思いをしていると思えます。何とかこの中学校入学だけの就学援助の支給を入学前の3月に、それこそ目的に沿った入学準備金として使えるような、そのような仕組みを実現してほしい。このことは、真に求めてこれからも持続して質問していきたいと思えます。少しでも使いやすい制度にということで改善していただきたいということを求めていきたいと思えます。

むつ市の長期総合計画の中でも「生きる力と夢を育む」学校教育の推進」とあります。せめて一つでも、一步一步でも解決できるところから解決していただきたい。まず、このことを求めたいと思えます。

○議長（浅利竹二郎） 工藤祥子議員、今のは質問ですか、それとも要望ですか。答弁を求めますか。4番。

○4番（工藤祥子） 3月支給に関して、研究していきたいという確かに答弁はいただきました。それでも、再度またよろしくお願ひします。

○議長（浅利竹二郎） 教育長。

○教育長（遠島 進） 先ほども壇上で答弁いたしましたけれども、ただいま紹介いただきましたような自治体等の取り組みも参考にしながら検討してまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（浅利竹二郎） 4番。

○4番（工藤祥子） 今後、検討の結果を期待しております。

それでは、3番目に健診について再質問をいたします。確かに事情はわかりますけれども、改めて健診場所をむつ市全体で見えますと、ほとんどがむつ市の中心地域ばかりで行われています。川内地区は、送迎バスなどを出して、住民の声を聞いてきめ細やかな対応を続けてきたのかなということを感じていますが、ほかの地域の周辺の人たちはどうしているのかな、足がない人たちはどうしているのかなということを思いました。ほかの地域ではバスなどを出しているのでしょうか。

○議長（浅利竹二郎） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（畑中秀樹） バス送迎についてのご質問にお答えをさせていただきます。

川内地区では、バス送迎を今回用意したということで、他地区もあるのでしょうかというご質問だったと思いますけれども、川内地区だけでございまして、むつ地区、大畑地区、脇野沢地区は実施していないところでございます。

○議長（浅利竹二郎） 4番。

○4番（工藤祥子） ことし川内地区の周辺の2カ所がなくなりましたけれども、私はこのようなバスも出ていないという状況の中で、本当に健診率を上げることができるのかということは疑問に思います。むしろ川内地区の周辺への健診場所をなくするというのではなく、もっときめ細やかな対策、健診場所をふやすとか、バスを出すとか、そのようなことを広げることがむしろ大事ではないのかなということを改めて感じております。

今年度のむつ市国民健康保険事業実施計画の保健事業の推進の中には、新たな取り組みとして、むつ市役所本庁舎において3日間集団健診を実施します、健診場所をふやすだけでなく新たな場所で健診を実施することにより受診者増加の効果を狙います、ことしも受診しやすい環境づくりに努め受診率向上を目指しますと書いています。受診しやすい環境づくりとはどのようなことを考えているのでしょうか。周辺の人のために、車のない人のために、中心地域ばかりでなく健診場所を配置することも健診受診率を上げるために大事ではないでしょうか。まず、受診しやすい環境づくりということについての考えをお聞きしたいと思います。

○議長（浅利竹二郎） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（畑中秀樹） 受診しやすい環境づくりとはどういったことを考えているかのご質問だったと存じますが、市では健診会場の設定に当たって施設の状況、大型バスである健診車の駐車スペース、来場者の駐車スペースなどの条件を勘案するとともに、健診センターから割り当てられている日数を最大限活用し、より多くの市民の皆様へ健診を受けてもらえるよう検討しながら取り組んできた結果、現在の状況になっているものであります。また、徐々に受診率も上がってきているところであります。

今後におきましても、市民の皆様の声に耳を傾けながら、よりよい健診体制を目指して取り組んでまいりたいと考えております。

具体的なところは、その市民の皆様の声聞きながら今後検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（浅利竹二郎） 4番。

○4番（工藤祥子） 県の総合健診センターに電話をかけて、確かな基準があるのかということ聞いてみましたら、きちんと決められた基準という

ものはなく、もちろん話し合いをしているようですけれども、市の主体的な取り組み等を尊重するというような返事が返ってまいりました。ただいま、健診の真ただ中、取り組みの最中ですけれども、ことしの総括をしっかりと行ったうえで、健診場所等についても、できれば周辺地域での健診場所の設定も含めてしっかりと総括して、来年の計画、住民が受けやすい環境に基づいた計画を立てていただきたいということを要望して終わりたいと思います。

○議長（浅利竹二郎） これで、工藤祥子議員の質問を終わります。

ここで、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午前11時55分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（浅利竹二郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎岡崎健吾議員

○議長（浅利竹二郎） 次は、岡崎健吾議員の登壇を求めます。12番岡崎健吾議員。

（12番 岡崎健吾議員登壇）

○12番（岡崎健吾） 公明・政友会派の川内の岡崎健吾です。

さて、皆さん、きょう6月17日は何の日かご存じでしょうか。きょうは、お巡りさんの日だそうです。今から142年前の明治7年6月17日に巡査制度が誕生し、同じ年に東京では交番制度も誕生いたしました。当時の交番には建物はなく、3人1組の当番員が特定の場所に出向き、100歩の範囲内で歩きながら立ち番を1時間ずつしていたことから、交代で番をする場所という意味で「交番所」と呼ばれておりました。明治14年から交番の

建物が建てられ「派出所」と呼ばれておりましたが、平成6年に正式に「交番」という名で統一されました。

この日本の交番制度が治安維持に大きな効果を発揮しているとの判断から、シンガポール、マレーシア、タイなど世界的に広がっており、現在では正式にKOBANという国際語にもなっています。この交番制度により、日本の治安は世界のいずれの国と比較しても最もすぐれていることは皆さんもご承知のとおりであります。市民生活の安全と平穏を守るために昼夜を問わず働いている警察官の方々に改めて敬意を表しつつ、むつ市議会第228回定例会に当たり、通告に従い、3項目6点について一般質問を行います。

質問の1点目、指定管理者制度についてお伺いいたします。指定管理者制度は、平成15年に地方自治法の一部を改正する法律が施行されてから、官から民への行政改革を反映し、地方自治体が設置する公の施設を民間事業者が管理できるよう指定管理者制度が導入されました。民間に公の施設の管理を委ねることで、民間のノウハウを活用して住民サービスの向上と経費削減を図ることが期待され、導入に至っております。

現在市が管理する公の施設は、約170施設ありますが、指定管理者制度の導入後、公募を原則に順次移行を進め、そのうち49施設が指定管理されている状況にあり、今後民間事業者の参入が、より促進されていくのではないかと思います。

むつ市が指定管理者を導入してから10年が経過しておりますが、これまで指定管理者が管理する施設において事故等が発生した事例がなかったのかどうか、また当初の目的である経費の削減が図られているのかどうか、この2点についてお伺いいたします。

質問の2点目、ナマコ密漁監視システムの導入についてお伺いいたします。今私が住んでいる川

内町の目の前に広がる陸奥湾は、誰もが認める宝の海です。この陸奥湾に生息するナマコは、古くは江戸時代には下北半島から干しナマコに加工され、俵物と呼ばれ、貴重な貿易品として北前船で長崎から中国に輸出されておりました。現在でも中国では、海の黒いダイヤと呼ばれ、高級食材として根強い人気があります。

現在漁業者に安定した収入をもたらしているナマコの漁獲量と漁獲金額は平成23年度から平成27年度までの過去5年間の実績では、むつ、川内、脇野沢の3漁協のトータルは漁獲量1,952トンで、漁獲金額は約48億5,000万円に上り、その中でも川内町漁協の漁獲金額は55%強の26億8,000万円を占めております。このうち干しナマコの生産数量は約15トン、販売金額約10億5,000万円となっており、現在も高値で取引され、ナマコは漁業者にとって、ホタテに次ぐ貴重な収入源となっております。これも市の財政状況が厳しい中、ナマコ増殖場造成事業等を積極的に推進してきた成果のあらわれではないかと思えます。

このような中で、昨年川内沖で数量約1トン、金額にして約2億円のナマコが密漁されたことが新聞等で大きく報道されました。これを受けて県でも、漁業取締船による取り締まりを継続強化しておりますが、果たしてこれで十分なのでしょうか。東通村の野牛漁協でアワビ密漁監視用カメラを設置したところ、密漁が激減したという結果も出ております。密漁監視システムを導入することにより、ナマコの密漁防止と資源確保が格段に図られるのではないかと考えます。この宝の海を密漁から守るためにも、市と川内町漁協が共同して密漁監視システムの導入について検討することが必要ではないかと考えますが、市長のご所見をお伺いいたします。

教育についての質問の1点目、学校における熱中症予防対策についてお伺いいたします。政府は

近年、夏における高温日数の増加に伴い、全国で6万人近くが熱中症の症状に陥り、4万人前後は救急搬送されているという状況を踏まえて、7月を熱中症予防強化月間に定めて注意喚起を呼びかけております。熱中症とは、高温環境下で体内の水分や塩分のバランスが崩れたり、体内の調整機能が破綻したりするなどして発症する障害のことであり、真夏の気温が高いときだけでなく、梅雨の晴れ間や梅雨明けの急に暑くなったときに多く発生する傾向があります。特に子供は、体温調整が未発達であり、地面からの反射熱の影響を受けやすいことから、学校現場においては、より真剣に熱中症対策と向かい合うことが求められております。史上最も暑い年になるのではと懸念されるこの夏に向けて、学校の管理下における熱中症予防対策について、どのような指導をなされているのかお伺いいたします。

教育についての質問の2点目、学校の組体操についてお伺いいたします。学校での組体操は、運動会や体育祭の花形とも言えるもので、多くの学校で行われる一方で、近年事故が多発し社会問題化する時代となっております。昨年9月に大阪府内の中学校で行われた体育祭で、10段ピラミッドが崩壊し、1人の生徒が腕を骨折、他の5名が軽傷を負うという事故が発生し、その動画によって全国に反響が広がりました。組体操は、学校指導要領には含まれておらず、実施判断は学校に委ねられております。

日本スポーツ振興センターの調査では、平成26年度内に起こった組体操による事故に関連して災害共済給付を支給した件数は8,592件もあり、昔に比べて事故に遭う確率はかなり高くなってきている状況にあります。

このような中、スポーツ庁は、ことしの3月、児童・生徒のけがが相次いでいる組体操について、国として一律の禁止や制限はせず、各学校が

教育効果と危険性のバランスを判断するよう求める通知を都道府県教育委員会に出しております。市内の小・中学校の運動会、体育祭は、5月中に全ての学校で好天候の中実施されたようですが、小・中学校での組体操の実施状況についてお伺いいたします。

質問の3点目、教師の多忙化解消についてお伺いいたします。社会の価値観が多様化し、地域や家庭の教育力が低下していると言われる中で、学校や教師に対する要求度はますます高まり、複雑化してきております。また、一方で事務的な作業量も増加し、いつも勤務時間を超えて仕事をするという教師の割合は、小・中学校で約7割、県立学校では半数に及んでいると言われております。

昨年県教育委員会が行った公立学校教職員の勤務実態の調査結果が公表されました。それによると、時間外勤務は中学校で最も多く、教師、講師は1日平均3時間を超える時間外勤務をしていることが明らかになりました。また、全講師や半数以上の教職員が日常の業務について「とても忙しい」、また「忙しい」と回答しております。この調査から、教師が授業の準備や部活指導、事務処理などに追われ、多くの教職員が多忙感を抱えているという現状が浮かび上がっております。このような状況の中で、むつ市の教育現場ではどのような状況になっているのか、昨年実施された調査結果と教師の多忙化を軽減するために、むつ市教育委員会はどのような改善策をとっているのか、以上2点について教育委員会委員長にお伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 岡崎議員のご質問にお答えいたします。

まず、指定管理者制度についてのご質問の1点

目、指定管理における事故等についてお答えいたします。指定管理者制度導入以来、現時点において指定管理施設での事故につきましては、むつ市議会第225回定例会でご報告しておりますが、昨年5月にむつ運動公園内の児童公園で発生した遊具の部品の落下による事故以外に報告はありません。この事故は、幸いにも重大な事故にはつながりませんでした。今後もむつ運動公園に限らず、指定管理者には施設等の日常点検を徹底していただくとともに、万一不良箇所が発見された場合には速やかに対応し、事故のない安心安全な施設の管理運営に努めていただくよう指導してまいりたいと考えております。

ご質問の2点目、経費の削減は図られているのかについてであります。指定管理者制度の主な目的は、民間事業者のアイデアやノウハウによる、より柔軟で質の高い住民サービスの提供と施設の管理運営に係る経費の削減の2点であります。

経費の削減状況につきましては、平成27年度決算ベースで算出いたしましたところ、年間約8,000万円の削減効果があり、指定管理者制度を導入した平成18年度から平成27年度までの10年間の経費削減効果は約8億円となっていることから、本制度による市の歳出削減効果は大きいものと認識しております。

また、利用者へのサービスにつきましても、それぞれの指定管理者が創意工夫し、利便性の向上を図り、利用しやすい環境の整備に努めておりますので、市といたしましても、指定管理者制度のメリットを最大限に生かし、行政改革の推進を図られるよう制度の適切な運用に努めてまいりたいと考えております。

次に、水産業振興についてのご質問のナマコ密漁監視システムの導入についてお答えいたします。陸奥湾においてナマコは漁獲金額に占める割合が高く、ホタテガイと並ぶ最重要魚種となって

おります。これも関係漁協による種苗放流や増殖場造成等によるつくり育てる漁業と、禁漁、休漁期間の設定及び漁獲総量の自主規制等による資源管理型漁業の取り組みの成果であると考えております。

その一方で、このような漁業者の努力の積み重ねを一瞬で無にしてしまう組織的で悪質巧みな密漁事犯が全国的にも後を絶たないことは極めて残念であります。特に昨年10月に検挙されたナマコ密漁事犯では、1年間の被害額がおよそ2億円に上るとのことでありましたが、陸奥湾内にはほかにも複数の密漁組織が入り込んでいると言われておりますことから、陸奥湾全体の被害額ははかり知れないのではないかと憂慮しております。

市では、市内各漁協と協議を重ね、密漁防止対策として、平成25年度に川内町漁協、平成27年度にむつ市、川内町、脇野沢村の各漁協が密漁監視カメラを設置する経費に助成をしているほか、平成27年度からは各漁協が行う密漁監視パトロール経費についても支援を行っているところであります。

さらには、青森県漁場監視団体連合会及び陸奥湾漁業振興会の賛助会員として、県内の漁協や関係団体と連携協力し、関係者一丸となった各種密漁対策事業の実施を支援しているところであります。

また、これらの対策に加えて陸奥湾内においては、青森県、湾内の各漁協、県漁連、海上保安本部、青森県警などが連携し、夜間監視活動を不定期に実施しているほか、各漁協が率先して前沖の漁場を監視し、密漁者を発見した場合は速やかに取り締まり機関に通報するなど、現在でき得る限りの密漁防止活動を実施しているところであります。

しかしながら、密漁の実態は人目につきにくい夜間に小さなゴムボートを利用するなど、組織的

で日々巧妙化しており、密漁者を肉眼で発見するのは困難をきわめますことから、高性能な密漁監視カメラシステムを導入するなど、確実に密漁者を捕捉できる対策が求められるものと考えております。

また、ナマコ密漁対策は、川内町漁協のみならず、むつ市漁協、脇野沢村漁協のほか陸奥湾沿岸全域の漁協と連携して、広域的な視点で対策しなければならない問題でもあると認識しております。

このようなことから、現在陸奥湾沿岸の12漁協等で構成される陸奥湾広域水産業再生委員会が湾内の漁場を監視する高性能な密漁監視カメラシステムを導入すべく国の助成事業採択に向けて申請しているところであります。この助成事業については、東通村の野牛漁協が導入している高性能監視カメラシステムに匹敵する性能を目指しているとのことであります。

市といたしましては、当事業の推移を注視するとともに、さきに述べました密漁対策事業の支援を継続して行うことでナマコ密漁防止を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、教育についてのご質問につきましては、教育委員会からの答弁となります。

○議長（浅利竹二郎） 教育長。

（遠島 進教育長登壇）

○教育長（遠島 進） 岡崎議員の教育についてのご質問の1点目、学校における熱中症予防対策についてお答えします。

熱中症につきましては、毎年全国で多くの方が発症し、適切な処置がおくれた場合に命を落とした事例もあることから、その危険性については強く認識しております。

教育委員会では、熱中症予防対策として、まずは児童・生徒を直接指導する教員への啓発活動が

必要であるとの認識から、事あるごとに各小・中学校に対し注意喚起を行っており、今年度も学校における活動中の事故防止についてという配布文書の中で、熱中症事故の防止について通知したところであります。

具体的な指導のポイントとしては、直射日光のもとでは長時間にわたる運動や作業は避ける、屋外での運動や作業のときは帽子をかぶり、できるだけ薄着をする、屋内外にかかわらず、長時間の活動や作業をする際は小まめに水分補給をし、適宜休憩を入れることを心がけ、何よりも常に児童・生徒の健康観察を行い、健康管理に留意することが必要であると指導しております。

特にことしの夏は、南米ペルー沖の海面水温が低くなるラニーニャ現象の影響により、暑くなるという予測も出ております。各小・中学校に対しましては、今まで以上に児童・生徒の疲労の状態を常に把握するよう努め、熱中症の予防に当たるとともに、熱中症の疑いがある場合には、早急に適切な対応、処置を行うよう指導してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の2点目、学校の組体操についてお答えします。昨年度において、運動会や体育祭で行われる組体操による事故に関して、全国的に関心が高まったことを受け、今年度に入り、文部科学省から県教育委員会を通じて「組体操等による事故の防止について」という通知がなされたところでもあります。これを受け、市教育委員会では、組体操を取り入れる際には、校長の責任のもとで組織的な指導体制を構築すること、児童・生徒の体力等の状況を踏まえて段階的、計画的な指導を行うこと、活動内容に応じた安全対策を確実に講じることなど、事故防止に万全を期するよう各学校に周知し、注意喚起しております。

市内小・中学校の運動会、体育祭における組体操の実施状況につきましては、平成27年度学校体

育、健康・安全に関する調査に対する各校の回答によりますと、小学校の運動会で組体操を実施した学校はなく、中学校の体育祭で組体操を実施した学校は関根中学校と近川中学校の2校となっております。以前は、多くの小・中学校で行われていた組体操ですが、授業時数確保のために学校行事の内容等を精選する中で万全な安全対策と多くの練習時間が必要となる組体操は徐々に実施されなくなったものと認識しております。

今年度近川中学校では奥内小学校と、関根中学校では関根小学校と小中一貫教育の充実のため、それぞれ合同運動会が開催されましたが、両校とも中学校だけの種目とし、3段ピラミッドの高さを抑えた形で練習段階から必ず周囲に補助者を置き、十分安全に配慮して実施されております。

教育委員会といたしましては、引き続き各学校が行う全ての教育活動において、十分な安全面での配慮がなされるよう指導に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の3点目、教師の多忙化解消についてお答えします。昨年12月、県教育委員会より教職員の勤務実態に関する調査の報告書が公表されました。市教育委員会としては、これまでも各学校の実情に応じた取り組みにより、教員が子供と向き合える時間を確保するため、学校運営の改善に努めるよう、学校訪問や校長会等の機会を捉えてお願いしてきたところでもあります。しかしながら、現状においても教員に求められる業務が増加するとともに、多様化、複雑化が見られるなど、多忙化の解消には至っていない状況にあります。

このたび公表された教職員の勤務実態調査について、むつ市の現状はどうかとのことですが、むつ市で調査対象となったのは小学校1校でしたが、その回答結果を見ますと、「以前よりも仕事が忙しくなったと感じるか」との問いに、「とても感じる」、「割と感じる」と答えた教員が83.3%

に上りました。教員の平均時間外勤務については2時間23分となっており、これは県平均とほぼ同等の結果となっております。また、「教職員が多忙感を感じる業務は何か」との問いには、「最も負担とを感じる業務は部活動」となっており、教育課程外の活動である部活動指導への負担感が大きいとの結果となっております。

次に、教育委員会ではどのような改善策をとっているのかについてであります。教育委員会では教育政策の基軸であるむつ市教育プランで掲げている小中一貫教育を推進するため、市費により小中一貫教育非常勤講師を9名採用し、市内全ての中学校区に配置して、小中一貫教育活動による教員の負担を補っております。また、通常学級や特別支援学級に在籍するさまざまな支援を必要とする児童・生徒がしっかりと教育活動に向かうことができるようスクールサポーターを配置しており、今年度は昨年度より4名増の30名として教員の負担軽減を図っております。このほか部活動では、平日1日と土日のうち1日は実施しない日を設け、児童・生徒及び教員の休養に充てるよう県校長会で申し合わせをしており、また県教育委員会でもスポーツ活動の手引の中で同様の指針を示しております。

県教育委員会からは、今回の調査結果を受け、教職員の多忙化解消に係る取り組み工程表を作成し、市教育委員会に対しても実情に応じた取り組みをするよう要請がありました。教育委員会といたしましては、事務的負担軽減に向けて、全教職員に対して教務用パソコンを配布し、また職員室内でのデータ共有のため、各学校ごとに共有LANディスクを設置するなど、事務の効率化に資する環境整備を図っております。

今後におきましても、さらなる教員の負担軽減について検討し、多忙化解消に向けた取り組み工程表を作成して各学校に示し、教職員の多忙化解

消に努めていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（浅利竹二郎） 12番。

○12番（岡崎健吾） 指定管理者制度について、再質問させていただきます。

経費の削減という意味においては、さっき答弁にもあったのですが、平成27年度ベースで約8,000万円、それから導入後、平成18年から平成27年にかけて、約10年間で約8億円という経費が削減されているということであります。十分指定管理制度を導入した成果が出ているのだという感じがします。

現在市が管理している施設の中に、まだこれから指定管理してもいいというふうな施設はまだあるかと思っておりますので、ぜひちょっと精査して、積極的に指定管理について前向きに推進していただきたいと思っております。

小さな事故1件あったようですが、事故に関連して、指定管理であれ、民間委託であれ、公共施設の管理は民間事業者に委ねたからといって、そこで起こった事故については自治体職員が刑事責任を負わないとも限りません。民間事業者に対する監督責任は当然のこと、公共施設を安全な状態で市民の利用に供する責任は、まずもって自治体にあると思っております。この注意義務を怠ったり、死傷事故等が発生した場合、自治体職員や民間事業者は業務上過失致死傷の罪に問われるおそれがあります。実際2006年7月、埼玉県ふじみ野市の市営プールで、遊泳中の7歳の女の子が防護柵が脱落し、むき出しになった吸水口から吸水管内に吸い込まれて死亡するという事故が大きく報道されました。当時同市の体育課長は禁錮1年6カ月、同管理係長は同1年で、ともに執行猶予3年の判決が出されました。判決確定時に在職していた同係長は失職し、退職金は不支給となっております。同係長は、刑が重過ぎると最高裁まで争いました

が、それは認められませんでした。むつ市においては、毎月指定管理者から月次報告を受け、指定管理や収支等について協議をされているようですが、ふじみ野市のような事故を起こさないためにも、今後指定管理施設を利用する市民の安心安全が確保されるよう、これまで以上に指定管理について適正な管理監督をしていただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

○議長（浅利竹二郎） 総務政策部長。

○総務政策部長（川西伸二） 岡崎議員のご質問にお答えいたします。

市では、月ごと、または四半期ごとに定期的に担当課と指定管理者が協議する場を設け、連携して課題等に取り組む体制を整えております。さらには、指定管理者から年度ごとに提出される運営状況評価表により施設の適正な維持管理に関する取り組み状況や、安全対策、危機管理等に関する取り組み等についても評価し、ホームページにて公表しております。

また、万が一事故が発生した場合に備え、基本協定には市指定管理者のそれぞれの過失による第三者への賠償についても定めております。いずれにいたしましても指定管理施設を利用する市民の皆様様の安心安全を第一義として指定管理に対して適切な管理監督に努めてまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（浅利竹二郎） 12番。

○12番（岡崎健吾） これは、プロ野球の例なのですが、昨年札幌ドームで観戦中にファールボールが直撃し、右目を失明した女性が日本ハム球団に3,300万円の損害賠償を求めた事故があり、最高裁でもそのとおり支払いを命じています。

むつ市においても、硬式野球は川内球場、軟式野球は主に運動公園野球場等を利用していますが、指定管理者を導入してちょうど10年というこの節目に、このような札幌ドームみたいな事故が

起こらないためにも、今指定管理している49施設について、安全等の再検証をしていただきたいと思います。

次に、ナマコ密漁監視システムについてお伺いします。確かにさっきの市長の答弁にあったとおり、陸奥湾全体でということにはよくわかります。ただ、川内町漁協で生産している干しナマコ、湾内にはどこにもないわけです。市長が言われているむつから世界へと、そういう意味ではこの干しナマコ、非常に頑張っているなという感じがしています。

ただ、これまで干しナマコをやるまでには失敗を連続しながら研究を重ねて今に至っているわけですが、これまでもいろんなナマコ増殖場の造成や資源管理に向けてつり下げ式の水の中カメラ、ビデオカメラを活用したモニタリング手法を開発するなど、ナマコの資源保護と増殖に川内町漁協で積極的に今取り組んでいます。青森県のほうでも、今産廃、建設系廃棄物の不法投棄やダムの巡視に小型無人機ドローンを導入しておりますし、抑止力を高めるためにも、今すぐとは言わないまでも、ドローンの導入について私は考えてもいいのではないかと思います。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

密漁監視へのドローンの導入ということでありまして、まず私先ほども答弁しましたとおり、この密漁ということについては、これは許しがたい行為であると、こういうふう考えております。先ほど岡崎議員の質問の中にありましたけれども、海の黒いダイヤ、単にこれを奪う財産犯だからということだけではなくて、やはり漁師の皆様様の勤勉な手、そしてそのなりわいそのものを否定する行為だというふうに思っています。ましてナマコについては、特に川内町漁協だと思っておりますけれども、つくり育てながらしっかりと生産管

理をしているものでありまして、一つ一つのナマコに漁師の皆様の思いが込められていると私は思っております。財産を奪うだけでなく、生活を否定するような行為を許してはならない、そういう思いは岡崎議員と一緒にございます。

したがって、私はこういった思いの中、昨年初めて地方創生の交付金の議論になった際には、いち早くこの漁協の要望に応じて、ナマコ見守り事業という形で、監視カメラのための資金を国からいただくということで汗をかかせていただきました。私としては、国、県、もちろん漁協とも今後連携をしながら、この密漁については厳しい姿勢で臨んでいきたいと考えております。

ご提案のありましたドローンということでありますけれども、なかなかその現状のドローンの規格ということであると、飛ぶ高さですとか時間ですとか、そういったことの制約があって、ただちには導入が難しいということのようでありますけれども、これは将来的に技術の進展に伴って、そういった監視の方法も出てくるのではないかと私自身は考えております。

以上です。

○議長（浅利竹二郎） 12番。

○12番（岡崎健吾） 確かに今すぐドローンは難しいと思いますが、鳥羽商船高等専門学校で、今かなりドローンの研究をしているということを聞いています。ですから、これからのことになるかと思いますが、そこら辺も参考にさせていただければなと思っています。

ナマコの密漁については、現行法では漁業法、水産資源保護法により罰せられますが、その罰則、3年以下の懲役または200万円以下の罰金と定められております。確かに下北総合開発期成同盟会が平成20年から県への重点要望の中でナマコ、アワビの密漁対策について要望しておりますが、多くの漁業関係者からは、密漁に対して罰則が軽い

と。そして、確かに夜間監視しているものの、なかなかそれも今の段階では限界に来ているのではないかと、確かにそう漁業者が言っています。ぜひ県と協力して、罰則範囲の拡大を国に強く働きかけていただきたいと思います。どうでしょうか。

○議長（浅利竹二郎） 経済部長。

○経済部長（高橋 聖） 密漁の罰則強化のお尋ねでございますが、当市はこれまでも下北総合開発期成同盟会による青森県に対する重点要望事項の中で、密漁防止対策として夜間の取り締まり強化並びに現物を所持していなくても検挙できるような法体制整備について国に働きかけていただいていた旨の要望を続けてまいりました。このようなことから、平成20年度には青森県海面漁業調整規則の一部が改正され、ナマコ、アワビ及び潜水器漁業の許可の新設と無許可操業等に対する罰則の上限を従来の懲役6カ月、罰金10万円から懲役3年、罰金200万円に引き上げるといった罰則の強化が図られたところでございます。

しかしながら、密漁被害は依然として続いており、漁業関係者からも現行の法体制や罰則が密漁防止に十分な抑止力とはなっていないとの声もありますことから、引き続き夜間の密漁取り締まり体制の強化とともに、さらなる罰則の強化を初めとする法体制の整備への働きかけについて、青森県へ要望していくこととしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（浅利竹二郎） 12番。

○12番（岡崎健吾） 絶滅が今危惧されているウナギの話をちょっとさせてもらえば、宮崎県ではシラスウナギの密漁を防ぐために、国の法整備を待たず、県知事の許可なくシラスウナギの譲渡や所持することを禁止するうなぎ稚魚の取扱いに関する条例を制定しています。県内のある弁護士は、陸上で密漁品を搬送中でも摘発が可能のため、ナマコに適用できれば取り締まりは強化できると言

っております。ぜひ条例制定についても、県に積極的にこれも働きかけていただきたいと思いますですが、どうでしょうか。

○議長（浅利竹二郎） 経済部長。

○経済部長（高橋 聖） 宮崎県のような条例制定を積極的に県へ働きかけてはどうかとのご質問でございますが、宮崎県のうなぎ稚魚の取扱いに関する条例、これは県知事の許可なくウナギの稚魚等の譲渡や所持を禁止する、それとともに、譲渡等を行う集出荷業者等については登録制とし、取引の帳簿等の備えつけも義務化したものでございます。一方、魚屋さんやスーパー等で販売されておりますナマコ、これは一般の方も食用として購入所持することもあり、宮崎県同様の条例を制定するという事は難しいものと考えております。

これらのことから、先ほどの答弁と重複いたしますが、市といたしましては、来月に予定しております下北総合開発期成同盟会による青森県に対する重点要望事項の中で、夜間の密漁、取り締まり体制の強化とともに、さらなる罰則の強化を主体とした法体制の整備について青森県へ要望していくこととしておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（浅利竹二郎） 12番。

○12番（岡崎健吾） 市長も川内町漁協に行った際、天皇杯受賞という大きな看板をごらんになったと思います。川内町漁協青年部、1999年からナマコの資源調査や増殖の取り組みを始め、2004年にその功績が認められて天皇杯を受賞しています。中国では、表面突起という、ナマコのいぼなのですが、この数が多いほど薬膳効果が高いと言われており、川内産のナマコは、そのいぼが非常に多い、またその良質なナマコを丁寧に加工した干しナマコ、非常に評価が高いです。

先般私川内町漁協に行き、いろんな話を聞いたのですが、今現在、この三、四年の中で後継者

が6人育っています。10代後半が2人、20代前半が2人、30代前半が2人、計6名。今この1次産業の中で、なかなかないのではないかと思います。2人ほどちょっと話を聞いてみました。

1人は、もう高校を終わってすぐ漁師になった人なのですが、その人は、お父さんも漁師をやっていますし、海が好きだと。お父さんの姿を見ていて格好いいと、そういう話をされていました。もう一人、30代前半の人は、これはUターンなのですが、やっぱり収入が安定しているというのです。これはナマコの影響が非常に大きいと思います。

昔は3K職場、漁師の方は、よくそう言われたものですが、今は機械化も進んで、出荷の状況を見れば、午前中に全てが終わってしまうような状況です。午後からは何しているのかちょっとわかりませんが、仕事はしているのでしょうか。そういうふうに、今若い人が育ってきています。ぜひこの若い人たちが夢を持ってられるように、先ほど監視カメラもいろいろやっているということですが、この若い人たちに向けて市長から何か一言もらえれば助かります。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 若い人たちに向けて一言ということでありまして、やはり今ご指摘のあったとおり、安定した収入ということと持続可能な経営ということが後継者づくりに直結してくるということでありまして、そして、密漁というこの事案、事態は、これに相対するとか、これをないがしろにするような行為でありますので、私どもといたしましては、この密漁対策について県あるいは国としっかりと連携をし、あるいは漁協とも連携をしながら取り組んでいくことによって、後継者として戻ってきた若い人たち、そしてこれから漁業を目指す人たちの夢をしっかりと達成できるように頑張っていきたいと思っております。

○議長（浅利竹二郎） 12番。

○12番（岡崎健吾） ぜひよろしくをお願いします。

次に、熱中症予防対策についてお伺いしたいと思います。先ほどの教育長の答弁では、熱中症事故の防止については、もう既に通知してあるとのことです。

近年学校の管理下における熱中症事故で学校の法的責任を問うケースがふえてきています。例えばテニス部の練習中に熱中症で倒れ重い障害が残った事故では、学校側に水分補給のための休息時間を設けなかったなど、熱中症への注意義務を怠ったとして、県に2億3,000万円の賠償命令が下されています。また、野球部の練習中に熱中症で倒れて死亡したケースでは、監督の注意義務違反を認定し、ことし1月に約4,500万円の支払いを命じた事案もありました。もう少しすると、夏季休暇に入りますが、特に部活動において熱中症対策が必要と思いますが、どのような対策がなされているのかお伺いします。

○議長（浅利竹二郎） 教育部長。

○教育部長（金澤寿々子） ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほど教育長答弁にもございましたとおり、各小・中学校に通知をしている中で、教育委員会では教員に対しまして、暑くなり始めや急に暑くなる日、体がまだ暑さになれていない時期には、運動部以外の部活動においても、気温や湿度の関係で熱中症事故が発生することを踏まえ、常に児童・生徒の健康観察を行い、健康管理に留意することが必要であると指導しております。

実際各学校では、熱中症対策として、部活動前に適切な水分補給を行うとともに、必要に応じて水分や塩分の補給ができる環境を整え、活動中や終了後にも適宜補給を行うことなどの適切な措置を講じております。

○議長（浅利竹二郎） 12番。

○12番（岡崎健吾） 高校には自動販売機があって、そういう経口保水、そういうのは売っているかと思いますが、中学校、小学校には多分ないと思います。ですから、保護者の方々と相談されて、例えばそういうのを水筒に入れて学校に持ってきてもいいように、そういう保護者を含めて今後検討をしていただきたいと思います。

次に、組体操についてであります。先ほど組体操、小学校ではないと、中学校では関根中学校と近川中学校ですか、この2校がやられたということです。最近組体操問題を機に子供の体、実態が変化している点も改めて専門家などから指摘されています。

目を凝らせば危険が内在するものは組体操だけには限らないと思います。学校が安全な場所であるべきなのは自明のことです。これを契機に他の教育活動についても、その適否を各学校が検証し、保護者、地域とともに膝を交えて意思決定をしていくことが必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。私個人的な意見としては、できれば騎馬戦とか、そういうのがあっても非常にいいのかなと思いますが、これはあくまでも個人的な意見です。

○議長（浅利竹二郎） 教育長。

○教育長（遠島 進） ご質問にお答えいたします。

学校生活では、全般にわたって危険が内在されていることは認識しております。各学校では、全職員の目によって、学校生活に潜む危険を未然に察知し、児童・生徒にとって学校が常に安全安心な場所であるよう機会を捉えて反省、改善を繰り返しながら危機管理に努めております。

また、より安全性を確保するため、学校職員だけで判断するのではなく、保護者の皆さんや学校評議員の方々、町内会等の地域の皆様からも学校評価等でご意見をいただき、必要に応じて協議をしながら、安全安心な学校づくりを推進しており

ます。今後も学校では、家庭や地域の皆様からの
ご意見やご協力をいただきながら、児童・生徒の
実態と照らし合わせつつ検討を重ね、子供たちが
安心して伸び伸びと成長できるよう努めてまいり
ます。

教育委員会といたしましては、そのような学校
づくりのため、学校運営全般にわたって支援に引
き続き努めてまいりますので、ご理解を賜りたい
と存じます。

以上です。

○議長（浅利竹二郎） 12番。

○12番（岡崎健吾） 教師の多忙化についてですが、
現在国会内の自民党の中にも、教員の長時間労働
の是正に関する議員連盟というのがあります。そ
の中で大会など特別な場合を除き土日を休養日と
する、また教員が6時までに帰る、そういうふう
な文言で文部科学大臣に提言し、来年度の概算要
求に反映させたい、そういうこともあります。ま
た、文部科学省でも省内に教員の長時間勤務を解
消するための専門チームをつくるなど、来年度中
にガイドラインを作成することとしています。

教師の多忙化が解消されることにより、教師が
一人一人の子供に向き合う時間が十分に確保さ
れ、より質の高い教育が実現されると考えますの
で、ぜひ関係団体等と協議されて、教師の多忙化
解消について積極的に推進をしていただきたいと
思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（浅利竹二郎） これで、岡崎健吾議員の質
問を終わります。

ここで、2時5分まで休憩いたします。

午後 1時53分 休憩

午後 2時05分 再開

○議長（浅利竹二郎） 休憩前に引き続き会議を開
きます。

◎東 健而議員

○議長（浅利竹二郎） 次は、東健而議員の登壇を
求めます。10番東健而議員。

（10番 東 健而議員登壇）

○10番（東 健而） 6月定例会、一般質問初日の
最後になりました。市誠クラブの川内町の東健而
です。むつ市議会第228回定例会に当たり一般質
問を行います。

さて、熊本県と大分県の震災から2カ月が過ぎ
去りました。今なお崩壊した住居の撤去作業が進
まず、住宅がなく、まだ車中泊でご苦労をしてい
る方々が多くおります。ここに来てようやく仮設
住宅の一部が完成したとの報道ですが、まだまだ
被災者のニーズに答えられていないように感じま
す。今回の地震災害でも、行政職員の疲労こんぱ
いしている姿も見てとれます。改めて災害に遭わ
れた方々と被災対策に追われている多くの方々
に、この場をかり、衷心よりお見舞い申し上げま
す。

さて、昨日午後2時21分、北海道渡島半島東側
の内浦湾を震源とする地震が発生しました。震度
6弱とのことで、何も被害がないと思っていまし
たら、夕方になって、内浦漁協の天井材や時計が
落下したことがニュースで流れました。人的被害
がないことに安心いたしましたが、対岸の火事では
ないことに不安を覚えました。

当市で今一番懸念される地震は、平館海峡撓曲
という津軽半島と下北半島の間海湾の下を通っ
ている活断層だと思えます。今回これが関係なか
ったのかどうかわかりませんが、動き出す危険性
が地震学者の間から指摘されています。油断大敵
とも申します。市民のため、万全の防災対策をお
願ひし、通告に従い3項目の一般質問を行います。

1項目め、防災計画と行動指針についてであり

ます。その1点目、当市の全体的な防災計画についてお伺いいたします。

むつ市は、合併し、行政範囲は県下で1番になりました。当市は、内海に面していますので、津波の心配はないと思いますが、恐山が噴火した当時の情報によると、地震が発生し、風の影響で西通りでは小沢付近まで噴石が飛び散り、火山灰が積もったことが水道水から検出された砒素の存在から証明されています。東日本大震災のときにも、陸奥湾の直下からの爆発音を2回耳にしました。津軽海峡から太平洋に面したところの地震も想定されています。

防災の範囲と対策は広範囲にわたっています。最近目立ってお年寄りが多くなり、行政に依存する人たちがふえて、ますます弱者に対する繊細な計画の必要性が感じられてなりません。震災で家屋が倒壊、道路が寸断された場合の救助、救護など、職員の不足が生じた場合の連動的な当市全体の防災計画の策定が必要だと考えます。異常事態発生時の本庁舎、各分庁舎の職員の配置と役割、当市全体の防災計画はどのようになっているのでしょうか。

2点目、災害時の職員の組織化と対応についてであります。災害訓練は、あらゆることを想定して行わなければ意味がありません。当市では、ことしも8月25日に防災訓練が予定されています。訓練の趣旨はわかりますが、震災が広範囲にわたった場合、旧町村部でも職員がただちに動ける体制を組織化しなければならないと思っていますが、課の統合で人数が相当少なくなっています。各分庁舎の職員の災害が起きたときの任務について決められているのか。担当部署、持ち場などはどうなっているのか。職員の組織化と対応について、また本庁舎との連絡体制や命令系統はどのようになっているのかお伺いいたします。

3点目、住民参加の呼びかけと指導者の育成に

ついてであります。炊き出しだけが民間の参加者の仕事ではありません。災害を想定した多くの民間人を巻き込んだ訓練も重要です。大災害が起きればパニックになり、逃げ場を失い、誰でも我先にと避難します。混乱を緩和するあらゆることを想定した対策を考えなければなりません。

今避難場所の周知や誘導、民間の訓練への参加のあり方が問われています。行政側の主導と指導が大切なのはわかりますが、熊本県の災害では、行政の存在が埋没し、麻痺していました。災害は、いつ、どこで、どんな規模のものが起きるかかわからず、訓練に参加している人たちが訓練どおりに動けるかは誰もわかりません。住民も行政側の助けに依存するばかりではなく、最悪の場合、自主的避難に委ねるべきですが、訓練はできるだけ多くの参加者を集め、災害に備える対策を考えるべきであります。民間への訓練参加呼びかけはどのようになっているのか。また、民間の指導者の育成もあってしかるべきと思いますが、民間との協力関係についてどのようになっているのかお伺いいたします。

4点目、湾岸にある公共施設の防災計画についてであります。当市には、津波被害が想定されていないような場所があります。しもきた克雪ドームや大畑町魚市場、川内庁舎なども海辺に建設されています。建物自体は津波災害に遭った場合は仕方ありませんが、これらの建物で仕事をしている職員の人的被害が心配されます。これらの公共施設の防災計画と人的被害から職員を守るための避難訓練や対策はどのようになっているのでしょうか。

5点目、災害に特化した基金の積み立てについてであります。昔から、「地震、雷、火事、親父」、「備えあれば憂いなし」とよく親から聞かされてきました。その備えについて、一つ提案があります。災害が発生した場合、独自の緊急措置が必要

になります。物資不足や人手不足、資金不足で困っている災害現場の窮状を見ると、どうしても備えを万全にするべきと感じます。物資や人手を集めるには、ボランティアは別にして、先立つものはどうしても資金です。そこで、緊急時の災害に特化した基金の積み立てが必要と思いました。財政状況を考え、知恵と工夫を凝らし、少しでも多くの資金を積み立てておく方法などは考えられないのでしょうか。災害時の資金調達について、当市ではどのように考えているのかお伺いいたします。

次に、2項目め、観光振興対策についてお伺いいたします。1点目ではありますが、川内川渓谷への誘客対策についてであります。今から十数年前になりますが、木村守男知事の時代のことであります。まだ合併前のことでしたが、川内川渓谷のすばらしさを宣伝しようと、新進の川柳作家で当時有名だった時実新子さんと呼んで、渓谷を歩きながら川柳をつくろうという取り組みがありました。当時地元の川柳愛好家たちは、こぞって参加したものでした。ところどころに新子さんや愛好家たちの詠んだ川柳が刻まれた石碑が建っています。

川柳もそうですが、長い冬の眠りから目覚めた川内川渓谷の春の若葉は春もみじと言われ、すがすがしく、見る人の目を楽ませてください。それがいつしか忘れられたかのようにマスコミから遠ざかってしまいました。5月の末のことですが、葉研溪流の春の様子が新聞に掲載されていました。川内川渓谷は葉研と違い、人の手の届かない急峻な山がそびえ、春には若葉、夏には川から舞い上がる涼しい風を受けながら、川の脇につくられた遊歩道を散策、溪流めぐりのよさを満喫できます。秋には渓谷全体が色とりどりの紅葉に覆われ、我を忘れて絶景を眺めることができます。地元の人も自慢できるすばらしい場所ですので、こ

れを観光地としてもっと力を入れて売り出すべきと思いますが、いかがでしょうか。

2点目、ジオパークと観光プロモーションについてであります。観光地と別の観点から考えてみたいと思いますが、川内川の奥には、太古から受け継がれてきた人手の入らない壮大な渓谷があります。これをジオパーク構想の一端に加え、観光プロモーション事業として役立てたらどうかということでもあります。

芥川龍之介の本に「杜子春」というものがありますが、その中に、かすみを食べて暮らしている仙人の住む峨眉山の渓谷が描かれています。その中の深山幽谷を思わせるような急峻な山と崖、溪流はジオパークとしても利活用できるものと考えています。これをジオパークとして見るかどうか、観光の拠点と見るか、価値観の問題も絡んできますが、川内にはジオパークの資源が豊富に存在しています。

また、以前地質に詳しい奈良正義先生が新聞に発表した川内の田野沢海岸には、いつの時代に埋没したかわからないハンノキの大木の根株が海の中にあります。干潮になれば姿をあらわしますので、それを見たことがあります。遠い時代、この付近はまだ陸地で、この大木が群生していた証拠であります。海岸は浸食されて現在の形になってしまいましたが、すばらしいジオパークの資源になると思います。これらの旧川内町の豊富な資源を利用した観光プロモーションについて、取り組みはどのようになっているのかお伺いいたします。

3点目、史実を生かした観光対策についてであります。当市には、会津藩士たちの足跡がありますが、これを取り上げるのは今回で3回目ですが、この間行政側では、案内板や柱を新しくし、きれいに化粧直しをしていただきました。行政の繊細な取り組みに、会津藩士の子孫の方々や歴史

に興味のある人たちは、大変ありがたいと思っているのではないかと思います。

さて、歴史の中身についてであります。当市の観光案内板のあるところを歩き、その足跡をたどってみると、どうしても物足りなさが感じられます。観光客は、書いてある内容は大体わかると思いますが、歴史的な裏づけに乏しいため、上辺だけがひとり歩きして断片的になっている印象を受けます。これをどうにかできないかとの思いから、いろいろ考えてみました。

当市には、現在震災復興への渦中にある熊本県と因縁の歴史があります。熊本城は、虎退治でおなじみの加藤清正の居城であります。築400年、江戸時代初期につくられた城であるとの報道ですが、今回の地震で、その城の屋根瓦と石垣が崩れ落ちた瞬間が放映されました。天下の名城とうたわれた城も、年月の積み重ねと震災にはどうにもならなかったわけではありますが、この城は明治時代に戊辰戦争で滅藩となった会津藩士たちの深い思い入れがあります。

皆さんもご承知のとおり、この城は明治10年（1877年）4月、西南戦争時、征韓論に敗れた西郷隆盛たちが率いる3万の西郷軍、薩摩軍とも申しますが、挙兵し、九州を北上、熊本に達しました。我が国最後の内戦として、皆さんも義務教育や高校教育の課程で勉強した記憶があると思います。この戦いで熊本鎮台司令官、谷干城は、徴兵令による常備軍を率いて熊本城を死守しましたが、このとき政府も徴用した陸海の大軍を派遣して西郷軍を破り、鹿児島に敗走させ、西郷は城山で自刃したことは有名であります。

葛西富夫先生が書かれた「斗南藩史」の中のこの部分の描写には、このとき政府は、西郷討伐のために東北から4,000名の募集をしたと記しています。そして、東北から元会津藩士たちが明らかになっただけでも二百数名が募集に応じ、この下

北半島に住んでいた旧会津藩士たちも従軍参戦したことが明らかになっています。戦死したか帰還したかはわかりません。

旧会津藩士たちは、明治2年の戊辰戦争で薩長、土佐、肥前藩連合軍の総帥西郷隆盛によって藩を潰され、会津を追われ、恨み骨髓に達しています。それを晴らす機会が訪れたことに喜び、会津にいて参加した旧藩士たちを合わせるとまだまだ多く、どれくらいの規模になったかわからないくらい大勢になったと先生は書かれています。このとき旧会津藩一の刀の使い手である佐川官兵衛は、切り込み隊長として参加、官兵衛以下71名は覚悟の戦死、下北にいて斗南藩の重臣として土地を耕し、大湊を下北の長崎にするべく陸奥湾と太平洋の運河を計画したり、家臣たちと忍従の生活をしていた山川浩は、この戦いで征西別動第二旅団の一大隊長となって西郷軍の包囲の中に孤立していた熊本城の谷干城の救援に向かいます。そして、明治10年4月10日、西郷軍を追い払って城内と連絡をとり、負傷臥床中の、負傷臥床といいますが、負傷して床に伏していたということですが、谷と再会します。戊辰戦争では、敵味方だった仲が、西南戦争で協力して西郷軍に立ち向かいました。谷干城は大変喜んだということですが、因果応報とは申せ、怨念を抱えた藩士たちが恨みを晴らし、どんなに胸のすく思いをしたことでしょうか。この史実は、今からまだ140年前のことです。

また、柴五郎大将の経歴ですが、幼少期の生活や陸軍幼年学校への入学、明治33年（1900年）6月、北京公使館付武官として赴任していたとき、北京で外国の植民地化を嫌った義和団の乱が起りました。悪女の西太后が陰で民衆を操り、けしかけていたということですが、皆さんの中にも「北京の55日」という映画を見た人もいます。当市中佐だった柴五郎は、部下を叱咤激励し、き

びきびした態度で北京籠城を指揮したということ
であります。インターネットで説明がありますの
で、詳細は省きますが、このおかげで籠城は55日
間もちこたえ、その後各国連合軍により乱は鎮圧
されます。そのときの態度が各国公使により称賛
され、多くの国々から勲章をもらいます。やがて
さまざまな功績により大将に昇進します。そして、
1945年（昭和20年）、第2次世界大戦の終結を見
届け亡くなります。

観光振興のため、資料を多く集め、柴五郎大将
の功績と史実を観光客にきめ細かく知らせる取り
組みも欠かせません。7月からは、JRの青函の
大型デスティネーションキャンペーンが始まりま
す。北海道には、旧幕府軍が共和国を樹立しよう
として立てこもった函館五稜郭があり、明治維新
を背景にしたむつ市への観光客誘導のプロモーシ
ョン対策が必要です。青函交流で今まで遮断され
ていた歴史が動き出そうとしています。明治時代
の東北と北海道の歴史を共有する対策が求められ
ています。

当市の歴史の案内板には、断片的で説明不足の
ところが多いように思います。ガイドの説明だけ
では無理がありますので、説明のためのリーフレ
ットの中身に当市の活躍した人物の功績などを書
き加え、補足説明したものを配布するなどの心配
りも大切だと思います。明治維新からの史実を生
かした当市の連動的な観光プロモーションについ
て、取り組むべき課題だと思いますが、対応方
をお伺いいたします。

3項目め、太陽の恵み基金についてであります。
1点目、条例制定後の基金の現状についてお伺い
いたします。この目的は、市が庁舎などに設置し
た太陽光発電設備により生じた電気料の節約分につ
いて、これから市民の方が個人の住宅に太陽光
発電システムを導入する場合に、5万円を限度に
補助しようとするほか、この条例第5条に「基金

は、住宅用太陽光発電システム若しくは再生可能
エネルギー等の導入を支援し、又は景観の形成の
ための植栽若しくは森林の保全のための植樹を促
進する事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる」とされてお
ります。この条例は、平成25年3月に制定されて約
3年3カ月が経過しましたが、太陽光発電システ
ムの導入や植栽、植樹について、これまでの事業
実績についてお伺いいたします。

2点目、太陽光発電設備の設置と資金の積み立
てについてであります。太陽光発電システムを市
役所本庁舎に設置してから約2年が経過しまし
たが、これまで市の施設へ設置した太陽光発電シ
ステムの設置状況について、あわせて設置によっ
て積み立てされた基金の額についてお伺いいたしま
す。

3点目、基金の収支と普及についてございま
す。市内の建築現場では、近年太陽光発電設備を
設置している家庭がふえてきておりますが、市の
補助制度があると理解している人は少ないのでは
ないかと思えます。条例第1条に規定してござい
ますとおり、持続的に発展する社会の実現を目指し、
再生可能エネルギー等の導入並びに生活環境及び
自然環境に保全を促進するために条例を制定し、
この基金をつくられたところでもありますから、促
進を図るためには、この制度の周知と普及対策に
ついて市の取り組みが肝要と考えます。基金の収
支と普及に向けたこれまでの市の対策についてど
うなっているのかお伺いいたします。

4点目、基金使用申請者なしのときの基金と積
み立てはどうなるかということでございます。太
陽の恵み基金は、地球温暖化を防ぐための取り組
みとして、二酸化炭素の削減につなげていこうと
する考え方であり、私は大賛成であります。その
ためには、先ほど述べたとおり、たくさんの方
の方々が市の補助を活用していただきたいと考え

ています。そこで、太陽光発電設備への補助の申請がもしなかった場合、この基金の積み立てはどのようなになるのかお伺いいたします。

これで、壇上からの質問を終わります。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 東議員のご質問にお答えいたします。

まず、防災計画と行動指針についてのご質問の1点目、当市の全体的な防災計画についてと、2点目の災害時の職員の組織化と対応については関連がありますので、あわせてお答えいたします。

むつ市地域防災計画は、地震編、風水害編、原子力編がございますが、その中で災害の発生が予想されるとき、または発生した際の職員動員計画及び災害対策本部内での各部署の所掌事務を定めております。その中で、本庁舎、各庁舎の各部署は配備基準にのっとり、それぞれの部局内の職員の動員順序及び連絡方法、業務分担を定めた初動態勢マニュアルを作成し、職員一人一人の対応を明確にしております。

例えば気象警報が発令された際は、災害警戒対策要員として指定された職員が登庁し、即時対応の準備体制を整えることとしており、状況の進展に応じ対応する体制となっております。

また、勤務時間外における大規模災害による道路寸断等により、職員が通常勤務している庁舎に登庁できない場合は、登庁可能な居住地の庁舎へ登庁することとしており、それぞれの庁舎において災害発生時における初動対応に支障を来すことがないように体制を整えております。

しかしながら、過去の大規模災害現場での即時対応を見ますと、地域住民による自主防災組織の活動が有効であることは明らかでありますことから、当市では引き続き積極的に自主防災組織の持つ役割の重要性について周知に努めるとともに、

各町内会に結成を訴えてまいりたいと考えております。

次に、本庁舎と各庁舎との連絡体制であります。本庁舎においては総務政策部防災政策課が窓口となり、各庁舎は管理課が窓口となります。連絡手段といたしましては、電話、電子メール及びインターネット回線によるテレビ会議システムのほか、これらが不通となったときのために衛星携帯電話も整備しております。

命令系統につきましては、本庁舎に設置されるむつ市災害対策本部長である市長、私から各庁舎に設置されるむつ市災害対策支部に、また必要に応じて設置される現地災害対策本部のほか、消防機関や医療機関等にも伝達されることとなります。

次に、ご質問の3点目、住民参加の呼びかけと指導者の育成についてお答えいたします。当市の防災訓練への参加の呼びかけについては、毎年各町内会自主防災組織、保育園、幼稚園から小・中・高等学校等のほか、各民間団体へもお願いし参加いただいているところであり、地域防災のリーダーである消防団を中心に、災害時要援護者等の安否確認や避難誘導を実施し、住民の皆様と消防団が緊密に連携することによって、地域防災力の向上がより一層図られるものと思っております。

昨年度からは、より実践的な訓練にするため、各町内会の皆様による避難所開設、運用訓練を取り入れ、さらに今年度は小・中・高等学校の生徒の皆様にも参加いただき、起震車による地震体験、煙体験ハウスによる煙体験や各参加団体の展示ブースを設け、より体験型の訓練を計画しており、市民の皆様がより一層訓練に参加しやすい環境を整えるよう努めているところであります。

また、防災訓練に参加していただく以外に市民の皆様への防災意識の高揚を図るため、災害と住民避難についてと自主防災組織についての2つのテ

一マを用意し出前講座を実施しており、昨年度は5回の開催で146名の方々に受講いただいておりますので、今後もぜひご活用いただきたいと思いますと考えております。

また、民間の指導者育成が必要ではないかとのことではありますが、当市では青森県が主催しております自主防災組織リーダー研修会に自主防災組織の方々に参加していただいておりますし、昨年度はむつ市において、青森県、むつ市主催で自主防災体験研修を開催し、126名の市民の皆様にご地域防災の考え方と進め方についての講演と災害図上訓練の体験をしていただいたところであります。

地域防災力の向上には、災害発生時に率先して動いてくれる民間指導者の育成や自主防災組織の結成が不可欠でありますので、引き続き青森県と連携を密にし、さまざまな育成プログラムを導入するとともに、自主防災組織の結成促進に意を用いてまいりたいと考えております。

次に、ご質問の4点目、湾岸にある公共施設の防災計画及び避難計画についてであります。まず青森県が発表している青森県に最大クラスの津波をもたらす可能性の高い地震として想定される太平洋側海溝型地震（マグニチュード9.0）、日本海側海溝型地震（マグニチュード7.9）及び内陸直下型地震（マグニチュード6.7）による津波浸水想定によりますと、しもきた克雪ドームには津波が及ばないこと、川内庁舎への浸水深は30センチメートル未満であるとされておりますが、消防法により防火管理者の選任や消防計画の作成が義務づけられているしもきた克雪ドーム、川内庁舎では、消防計画において、火災予防や通報、避難誘導、消火活動から成る自衛消防活動対策のほか、震災対策や防災教育及び訓練等に関して定められており、避難訓練も実施されておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の5点目、災害に特化した基金の積み立てにつきましては、担当部長からの答弁といたします。

次に、観光振興対策についてのご質問の1点目、川内川渓谷についての誘客対策についてお答えいたします。川内川渓谷を形成する川内川は、国の天然記念物である特殊植物群落オオウラヒダイワタケがある縫道石山に源を発して、野平盆地を東に流れ、湯野川など複数の支流と合流し陸奥湾に注ぐ下北半島で最大規模を有する流路延長、流域面積を誇る雄大な河川であります。この雄大な河川が作り出した渓谷は、四季折々の趣を醸し出す景勝地として訪れる人を和ませ、森林浴により心身ともにリフレッシュできる場所として、また川内地区を代表する観光地として人気があるエリアであると認識しております。

旧川内町では、平成3年に完成した川内川渓谷遊歩道の整備を契機に、北の川柳の町を標榜し、時実新子文学碑建立記念川柳大賞を初め、下北春もみじ川柳大賞、遊歩道散策ウォーキングなどが開催され、川内川渓谷を核としたにぎわいが創出されていたと伺っております。

市では、これまで川内川渓谷の新緑、紅葉の見ごろなどの観光情報を市ホームページ、また私が理事長を務めておりますしもきたTABIあしすとが発行する「下北半島旅ガイド ぐるりんしもきた」や、下北観光協議会で作成した川内川渓谷遊歩道ガイドマップを旅行エージェントや観光客等に配布するなど、誘客促進に向けたPRに努めてまいりました。

これらの取り組みの結果、川内川渓谷遊歩道に立ち寄るツアー商品が誕生しておりまして、その一部を紹介しますと、今年度は県内の旅行業者が主催した新緑の川内川渓谷遊歩道ハイキング、6月下旬からは、JR東日本が主催するびゅうばす「本州最北端をご案内！ 仏ヶ浦・最北号」のツアー

一が予定されており、次第にPR効果があらわれてきているものと思っております。

なお、6月6日大湊港に寄港した「にっぽん丸」のオプションツアーでは、今回初めて下北ワインを楽しめるツアーが企画され、14名の方に川内地区にあるワイン用ブドウ畑とワイナリーを見学していただいております。

市といたしましては、今後もさまざまな観光PRを行っていくことにより、多くの方々に地域の観光資源を知っていただき、このようなツアー商品を継続的に企画していただけるよう旅行者等への情報提供及び情報発信を積極的に行いながら誘客促進に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の2点目、ジオパークと観光プロモーションについてであります。ジオサイトの設定に関しましては、昨年開催されました下北ジオパーク住民会議での議論を踏まえまして、下北ジオパークにおけるジオサイトを16カ所設定いたしましたし、日本ジオパークネットワークへの加盟申請に臨んでいるところであります。このうち川内地区には、野平ジオサイトと川内ジオサイトの2カ所が設定されております。

野平ジオサイトでは、カルデラ地形で戦後その冷涼な気候を生かして大根などが生産されてきた野平高原や、下北を形成する中でも古く、かたい岩盤が時間をかけて削られてできた親不知溪谷など、また川内ジオサイトでは、塩害により植生に大きな被害を及ぼしたものの、その後の住民の努力によりすばらしい緑や紅葉を回復にするに至った安部城鉱山の歴史や田野沢海岸など、川内地区の魅力ある資源を多くの皆様にご紹介できようとして取り組んでいるところであります。

豊かな森と海、または大地と人の生活とのつながりをひもとくストーリーとして、野平ジオサイトと川内ジオサイトでは、冬の大陸性気候の影響

によって、あたり一面の山々に大量の雪が降り積もり、それが雪解けとともに沢を下り、下北一の流域面積を誇る川内川に注ぎます。豊富な水量を誇る川内川は、周囲の地層を削ることで川幅を広げながら下流の陸奥湾を目指すのですが、大量の水をもって削られないほどかたい岩盤にぶつかります。かつて海中に積もった地層が海洋プレートに乗って運ばれてきた付加体と言われる岩盤であり、非常にかたいことから、この場所では川の両岸ではなく川底が削られていきました。そうしてできた深い溪谷が親不知溪谷であります。この急峻な親不知溪谷により人々が野平高原へ入植することを難しくし、昭和22年まで定住を目的とした野平の開拓は進みませんでした。また、川幅も狭く、深いことで親不知溪谷の下流では、たびたび河川氾濫が起きていたことから、川内ダムが建設されるに至ったわけでもあります。このような自然の作用によってできた川内川は、豊かな森の栄養を陸奥湾まで運ぶ役割を果たし、それによって川内地区が誇るホタテやナマコなどの海産物が甘くおいしく育ち、地域ブランドを生み出しているものであります。

親不知溪谷のさらに下流には、かつての川内町に繁栄をもたらした安部城鉱山があります。この鉱山は、黒鉱鉱床という海底火山に由来する地下資源によって金や銀、銅、亜鉛などが製錬され、大正期には県内有数の人口規模を誇るほどのまちに成長させたのですが、その代償として周囲の森林は全て破壊され、草木一本も生えない裸山にまでなった歴史を生みました。一度破壊された自然の復活には、途方もない労力と時間が費やされましたが、地域住民の苦勞のかいもあって、現在のような森林浴や紅葉が楽しめる豊かな森にまで復活したという自然破壊と、そして再生の歴史、自然環境が人々にもたらす影響にまで触れるストーリーを提供できるジオサイトが川内ジオサイトだ

と考えております。

このような地域に根差したストーリーをまず住民の皆様にご覧いただき、機会を提供として、出前講座や教育現場での取り組みを通じ、地域資源を理解し、未来に伝えていく心の醸成に組み込み、また今後地域住民を対象としたジオツアーを開催し、ジオパークを体験していただくことで、この地を訪れる皆様へ地域を挙げて魅力を伝えていくことができると考えております。

また、観光客の皆様には、ガイドブックやパンフレットによる紹介、ホームページの充実、しもきたTABIあしすと連携したジオツアーの提供など、下北の魅力を知っていただくコンテンツを準備し、交流人口の拡大に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、観光振興についてのご質問の3点目、史実を生かした観光対策についてお答えいたします。本市における会津藩士の足跡については、斗南藩ゆかりの史跡に案内板などを設置し、当地を訪れる方々に会津藩とのかかわりをご紹介します。案内板の記述内容については、会津藩から斗南藩の誕生に至る歴史や由来についてまとめたものであり、観光客の方が理解しやすい内容としておりますことから、歴史を研究されている方にとっては、物足りなさを感じる部分もあるものと思います。

市といたしましても、この内容を補うために、市ホームページのトップ画面からご覧いただける「斗南藩の歴史」の中で詳細をご紹介しますほか、斗南藩ゆかりの地をめぐるリーフレットも作成し、観光客の方々などに配布しております。

史実を生かした観光対策ではありますが、これを進めていくためには、史実を正確に深く掘り下げていく学術研究的な作業と、それにより明らかに

された史実をどんな手法を用いて、どんな内容で観光客に伝えるのかという、いわば観光戦略的な作業の2つを融合させて実現させていくことであろうかと思っております。

そして、近年の観光の形態として、個人のさまざまな趣味から旅のルートや目的地を選択する個人型旅行が注目されてきており、歴史文化も観光素材の重要な要素でありますので、斗南藩にまつわる史実も市の観光素材の一つとして非常に価値のあるものと考えております。

今後におきましては、ジオパーク活動の中でも地域の歴史研究が、その大きな要素になり得ることが考えられますことから、歴史等各分野の専門的なご意見や監修を得ながら、リーフレットなど刊行物作成の際、あるいは観光地点の案内板などに可能な限り工夫を加え、充実を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、太陽の恵み基金についてのご質問につきましては、担当部長からの答弁とさせていただきます。

○議長（浅利竹二郎） 財務部長。

○財務部長（氏家 剛） 防災計画と行動指針についてのご質問の5点目、災害に特化した基金の積み立てについてお答えいたします。

災害発生に伴う財政需要に対応するため、災害に特化した基金の設置が必要ではないかのご質問についてであります。本市におきましては、むつ市財政調整基金条例を制定しておりまして、この基金の用途の一つとして、「災害により生じた経費の財源又は災害により生じた減収をうめるための財源に充てるとき」と規定しておりますことから、まさしくこの基金が災害にも対応するための基金でありますので、災害に特化した基金の新設は必要ないものと認識いたしております。

こうしたことも踏まえ、むつ市財政中期見直し

の財政健全化目標の一つに、財政調整基金の着実な積み立てを上げておきまして、これはとりもなおさず災害等の不測の事態にも対応できる健全な財政運営を目指すという趣旨であり、災害時の資金調達のためにも、この基金のさらなる確保に向けて今後も努力してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（浅利竹二郎） 総務政策部長。

○総務政策部長（川西伸二） 東議員の太陽の恵み基金についてのご質問の1点目、条例制定後の基金の現状についてお答えいたします。

まず、住宅用太陽光発電システムの導入実績についてであります。基金の運用を開始した平成25年度は5件、平成26年度及び平成27年度はそれぞれ6件で、計17件、85万円を住宅用太陽光システムの導入費用として補助しております。なお、今年度は7件を募集しております。

次に、植栽や植樹の事業実績についてありますが、平成27年度から基金の用途を環境保全活動等へ拡充しており、昨年度は基金から40万円を支出しております。内訳といたしましては、みどりのさきもり館で開催した「花とみどりの講習会」における花苗などの購入費用や、町内会と共同で実施した市街地緑化事業における植栽費用などの事業費の一部に充てております。

次に、ご質問の2点目、太陽光発電設備の設置と資金の積み立てについてお答えいたします。まず、基金の積み立て対象としている太陽光発電システムの設置状況についてであります。平成14年に旧大畑町において設置した大畑中央保育所のほか、平成23年には第三田名部小学校、平成26年には市役所本庁舎、平成27年には川内庁舎へ設置しております。ただし、大畑中央保育所については民間移譲が行われておりますので、平成27年度末時点での設置施設は3カ所となります。

次に、平成27年度までの基金の積立額について

であります。基金積立残高は87万7,069円となっております。

次に、ご質問の3点目、基金の周知と普及についてお答えいたします。市では、これまで市ホームページや広報むつ、エフエムアジュールなどを活用しながら、本基金の周知に努めてまいりました。また、これまで過去3カ年の募集定員に対する補助件数の割合は約9割に達しており、市といたしましては、一定の周知がなされているものと理解しております。今後もさらなる基金の周知及び普及に向けて取り組みを進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、ご質問の4点目、基金の申請がなかった場合の積み立てのあり方についてお答えいたします。太陽光発電システム導入補助につきましては、募集定員の枠を設けております。補助の申請がなかった場合や、募集定員に満たなかった場合は、翌年度の基金運用に充てることとなります。

以上でございます。

○議長（浅利竹二郎） 10番。

○10番（東 健而） 丁寧なご答弁、ありがとうございました。

大体理解いたしました。この防災計画と行動指針についての当市の全体的な防災計画についてありますが、この中で1点だけ質問させていただきたいと思いますが、災害時の電源確保はどのようになるのでしょうか、それをお答えいただければと思います。

○議長（浅利竹二郎） 総務政策部長。

○総務政策部長（川西伸二） 各庁舎におきましては、非常用電源を設備しておりますし、数カ所の避難所には発電機を配備しております。

以上でございます。

○議長（浅利竹二郎） 10番。

○10番（東 健而） わかりました。ありがとうございました。

この防災計画については、十分な配慮をいただいているような感じで受けとめさせていただきました。防災に関しては、これからも対策を怠らないような方向でお願いしたいと思います。

それから、観光振興対策についてであります。川内ばかりでなくて、当市の多くの観光資源が、より一層活性化につながるような取り組みを期待しておきたいと思えます。

質問はありませんけれども、もう一点、太陽の恵み基金についてであります。大体使用なしのときの積み立ては次に繰り延べになるというようなお答えをいただきました。太陽の恵み基金というのは、二酸化炭素なんかの排出を抑えるための大変貴重な取り組みでありますので、これをさらに市民の皆様に普及を促すような、もう少しやわらかい取り組みをお願いしたいと思います。

以上で一般質問を終わります。

○議長（浅利竹二郎） これで、東健而議員の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（浅利竹二郎） 以上で本日の日程は全部終わりました。

なお、明6月18日及び19日は休日のため休会とし、6月20日は濱田栄子議員、佐賀英生議員、菊池光弘議員、鎌田ちよ子議員の一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 2時55分 散会